

2018（平成30）年度

自己点検・評価報告書

神奈川歯科大学

目 次

1 章 理念・目的	1
2 章 内部質保証	4
3 章 教育研究組織	11
4 章 教育課程・学習成果	15
5 章 学生の受け入れ	30
6 章 教員・教員組織	36
7 章 学生支援	44
8 章 教育研究等環境	53
9 章 社会連携・社会貢献	63
10 章 管理運営・財務	
(1) 管理運営	68
(2) 財務	73

第1章 理念・目的

（1）現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神として掲げる「全ての者に対する慈しみの心と生命を大切にする愛の精神の実践、即ち生命に対する畏敬の念」に基づいて、歯学部ならびに大学院歯学研究科において、それぞれ教育理念・目的を設定している。

歯学部は、建学の精神実現のため、「歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」を教育理念として定めている。

また大学の目的については、神奈川歯科大学学則第1章第1条に目的及び使命として、「本学は教育基本法の精神に基づき、高き人格と豊かな識見を養い、かつ歯科医学に関する高度の学術理論及び技術を教授・研究し、有能な歯科医師を育成することを目的とし、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献することを使命とする。」と定めている。さらに以下の4つの領域に分け、より具体的な教育目的を設定している。

「教育」歯科保健医療を通して社会に役立つことにより有意義な人生を送りたいという願いを持つ若者をあらゆる面から 支援し、歯科医療に必要なコンピテンシーを獲得できる学習者中心の教育を提供することによって、我が国における歯科大学の範となる。

「研究」独創的で信頼性の高い歯科医学研究を推進することにより、歯科医学の進歩に貢献し、国際的に高い評価を得、歯科医学アカデミズムにおいて確固たる地位を確立する。

「診療」最新の歯科医学の知識及び技能による最善の診療を提供することにより、地域の医療ニーズに応えるとともに、高度先進医療を広く提供し、社会において必須の医療機関を構築する。

「社会的活動」歯科医学知識の普及を図り、エキスパートとして社会に助言を与えることによって、より良い社会の形成に貢献し、高い社会的評価を得る。
とそれぞれ具体的な目的を設定している。

大学院歯学研究科の目的は、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第1章第1条に目的として、「神奈川歯科大学大学院歯学研究科は歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献しうる人材を育成することを目的とする。」と定めている。その上で、目的を教育理念として設定している。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

歯学部ならびに大学院歯学研究科の目的は、それぞれの学則の第1条に明文化し、神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE（資料1-1）、大学院 CAMPUS GUIDE（資料1-2）に掲載して毎年度学生に配布するとともに周知をはかっている他、神奈川歯科大学入学試験要項（資料1-3）、神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部 Guidebook（資料1-4）、神奈

川歯科大学大学院歯学研究科学生募集要項等（資料 1-5）に掲載し、受験前の生徒・学生へも周知をはかっている。さらに、本学のホームページ（資料 1-6～8）にも掲載し、広く社会に対して公表している。歯学部においては各教室や図書館の壁に建学の精神と教育理念を記したプレートを掲示するとともに、学生や全教職員が携帯する ID カードケースに挿入可能なカードを配布して、使用の度に目に触れるよう工夫して周知をはかっている。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

これまで歯学部では毎年度ごとの年間事業計画は設定されていたものの、大学として将来を見据えた中・長期計画といえる施策は設定されていなかった。一方、大学院歯学研究科においては、年度ごとの事業計画の他、マスター・プランを策定して中・長期的な施策が設定されていた。大学が将来に向けて目指すべき方向性の指標とも目標点ともいうべき中・長期計画が明確に定められていないことは、高等教育機関としての将来ビジョンが明確に示されていないという非常に重大な問題であったことから、2017 年度から長期計画の策定に着手し、将来構想委員会において原案を策定し、教授会等を通じて原案を全教職員に公開・周知し、全教職員からパブリックコメントを聴取して修正を重ねた上で、理事会・評議員会における確認を受けるプロセスを経て＜KDU 2028 計画＞が設定された。＜KDU 2028 計画＞は、2019 年度以降 2028 年度までの 10 年間に本学が目指すべき目標を示す長期計画であり、今後＜KDU 2028 計画＞の実現を目指し、中期計画・短期計画が策定されていく予定である。

（2）長所・特色

本学の建学の精神や、建学の精神を達成するための教育理念や教育目的は、医療人としての優れた資質を有する歯科医師を育成するための適切な内容で構成されており、この点においては現在の社会的背景を考慮しても特段変更の必要性を認めない。また、今回 10 年間の長期計画が設定されたことにより、今後本学の目指すべき方向がより明瞭に示されることとなった。

特に、昨今文部科学省から強く求められている高等教育における教育の質保証や主体的学修への取り組み等の視点より、本学が進めている 5 学期制を導入した特徴のあるカリキュラムや、ICT の教育活用については、徐々に環境整備と学生意識の向上が進んでおり、今後も発展が期待される。また、2017 年 11 月に開院した新附属病院は、高齢者や有病者・障害者への対応や、デジタル歯科分野の先端歯科技術への対応、あるいは学生教育環境等に関し、施設の充実化がはかられていることから、今後超高齢社会あるいは先端歯科医療等のニーズに応え得る、優れた歯科医師を育成するための教育施設として十分機能を発揮することを期待し得る。これらの事は、本学の理念・目的を達成する上で今後大いに役立つものである。

（3）問題点

教育理念・目的の設定において、歯学部と大学院歯学研究科の状況に相違があるため、

今一度それぞれの理念・目的、および神奈川歯科大学学則と神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則に立ち返って再考し、より統一性のある理念・目的へと改定していきたい。

また、本学の長期計画について<ＫＤＵ２０２８計画>が策定され、公開されたことから、歯学部においても大学院歯学研究科においても、長期計画に基づく中・短期計画を策定し、建学の精神の実現を推進していかなければならない。

(4) 全体のまとめ

教育理念と目的は、建学の精神に基づいて定められる所であり、現時点において特段変更の必要性は認めていない。また、それらの広報についても複数の手段を利用して学生・教職員への周知がはかられているとともに、受験生や社会に対しても広く公開されている。歯学部と大学院歯学研究科においては、それらの設定状況に若干異なる現状が認められることから、学則を含め全学的観点から整合性をはかる必要性が認められる。

今年度、長期的計画<ＫＤＵ２０２８計画>が制定され、公開されたことは、理念・目的の達成、あるいは理念・目的等の点検にも多大な影響を及ぼす大きな改善点である。今後10年間、長期的計画の達成を確実化するための中長期的・短期的計画を明確に定め、明文化して広く周知をはかることが肝要である。また長期計画を進め2028年までに目標を達成するためには、適時ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーならびにアセスメントポリシーに関する点検も必要であり、必要に応じて適切な修正を行う必要があり、場合によっては大学の理念・目的の改定はもとより、建学の精神そのものの最適化をはかる必要が生じる可能性についても考慮しなければならない。

(5) 根拠資料

- 1-1 神奈川大学 CAMPUS GUIDE
- 1-2 神奈川歯科大学大学院歯学研究科 CAMPUS GUIDE
- 1-3 神奈川歯科大学入学試験要項
- 1-4 神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部 Guidebook
- 1-5 神奈川歯科大学大学院歯学研究科学生募集要項
- 1-6 学校法人神奈川歯科大学ホームページ
<http://www.kdu.ac.jp/corporation/outline/ideal/>
- 1-7 神奈川歯科大学ホームページ
<http://www.kdu.ac.jp/dental/outline/ideal/>
- 1-8 神奈川歯科大学大学院ホームページ
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/ideal/>

第2章 内部質保証

（1）現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

本学では、建学の精神、教育理念・目的及び使命を実現するために定められた教育目標を達成するための、内部質保証に関する基本の方針について以下のとおり定めている。

1. 基本的な考え方

本学の建学の精神の実現に向けて、学校教育法第109条（資料2-1）の定めるところにより、教育及び研究、組織構成及び運営、施設・設備等の状況について、自ら点検及び評価を行い、教育の充実と学修成果の向上をはかるとともに、その結果を公表することにより社会に対する説明責任を果たすこととする。

2. 全学的内部質保証推進組織

神奈川歯科大学学則第2条（資料2-2）ならびに神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第2条（資料2-3）に基づき、学長の指揮の下に全学的内部質保証推進のための組織を編成する。全学的内部質保証の観点における各組織の果たすべき主たる役割を以下に示し、明文化が困難な点については、各組織が相互に補完し合うことで、全学的内部質保証を達成するものとする。

①理事会

法人の基本的運営方針や事業計画を示し、経営的視点から学長が定める全学的内部質保証推進組織の在り方を検証し、組織の運用に必要な財源を確保する。

②学長

教育研究活動の全般を統括し、法人の基本的運営方針や事業計画を鑑み、建学の精神・教育理念の実現に向けて、必要な全学的内部質保証推進組織を編成し、各組織の活動を推進する。

③将来構想委員会

学長の諮問機関として、国内外の情勢、教育研究の状況、施設・設備の状態、人的資源の適切性、財務状況等の多角的視点から、大学の中長期の方針の在り方について検討し、必要な施策を提言する。

④教授会・大学院教授会

学校教育法第93条（資料2-4）、神奈川歯科大学歯学部教授会規程第5条（資料2-5）、同大学院教授会規程第5条（資料2-6）の定めに則り、教育研究に関する重要な事項等について、内部質保証推進のための意見を述べる。

⑤教育委員会

学部教育から博士課程教育まで一連の教育研究活動について、順序性・系統性、整合性等の視点から、適切かつ効果的な教育研究活動方針を策定するとともに、4つのポリシーの最適化をはかる。

⑥入試戦略委員会

アドミッションポリシー(AP)に基づき、優れた学生募集のため、入学試験に関する

具体的実施計画や、入試広報戦略を立案するとともに、計画の実施状況を監視・評価し改善をはかる。

⑦入試委員会

入試戦略委員会が立案した実施計画に基づき、入試広報や入学試験を実施する。

⑧総合教育部

ディプロマポリシー (DP) を達成するため、カリキュラムポリシー (CP) に基づいて学部教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。また、教職員の資質向上を推進するための方策を立案し、FD・SD 委員会と協働し効果的な実施を支援する。

⑨学務委員会

学部教育に関する具体的実施計画に基づき、教学部と協働して学部教育を実施する。

⑩教学部

学部教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司る。学務委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るために学生支援活動を推進する。

⑪大学院運営委員会

ディプロマポリシー (DP) を達成するため、アドミッションポリシー (AP)、カリキュラムポリシー (CP) に基づいて博士課程教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。

⑫大学院教育研究部

博士課程教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司る。教育委員会、学生生活支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るために学生支援活動を推進する。

⑬大学院 FD 委員会

大学院教職員の資質向上を推進するための方策を立案し、FD・SD 委員会と協働し効果的な実施を支援する。

⑭FD・SD 委員会

総合教育部、大学院 FD 委員会および事務局が立案する、教職員資質向上推進方策を実現するための実務を担当する。

⑮病院運営委員会

ディプロマポリシーを達成するため、カリキュラムポリシーに基づいた参加型臨床実習に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価し改善をはかる。

⑯臨床実習検討委員会

病院運営委員会が策定した実施計画に基づき、参加型臨床実習を実行する。

⑰自己点検・評価委員会

全学的な内部質保証を担保するため、将来構想委員会の中長期計画に基づいた、自己点検・評価実施計画を策定・実施し、PDCA サイクルの推進状況を監視する。

また、全学的な自己点検・評価を監督し、外部評価委員会による第三者的視点からの客観的評価・意見を加味して自己点検・評価を纏め、改善を要する事項については可能

であれば改善方策等を加え、改善計画立案のための資料を提供する。

なお、自己点検・評価活動の実務については教学 IR 室が担当する。

⑯外部評価委員会

自己点検・評価委員会による内部評価に対し、第三者的視点から客観的評価・意見を行う。

2017（平成 29）年度において、概ね原案の構想が整ったことから、次年度初旬における公開を目指している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

本学では、神奈川歯科大学学則（資料 2-7）及び大学院歯学研究科学則（資料 2-8）の第 1 章総則第 2 条に、自己点検・評価の目的として「本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と明記しており、これに基づいて自己点検・評価活動を実施し、1998（平成 10）年に「自己点検・評価委員会」を設置して、教育研究活動等の改善・改革に努めてきた（資料 2-9）。更に大学院歯学研究科においては独自に「認証評価委員会」を設置している。

本学の全学的な内部質保証の推進は、1997（平成 9）年に設置された自己点検・評価委員会がこれまでその責務を負い、神奈川歯科大学自己点検・評価委員会規程（資料 2-10）によって運営され、評価項目やその方法を決定している。自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、副学長、研究科長、歯学部長、事務局長、教学部長などの各部門の責任者が委員となっている。また、自己点検・評価委員会の内部評価に対し、第三者的視点から客観的評価を行う、外部評価委員会も設置している。

構成員のコンプライアンス意識の徹底については、神奈川歯科大学就業規則（資料 2-11）第 1 章第 4 条において、職員の遵守義務として「職員は、この規則を守り、誠実にその業務を遂行しなければならない。」と定め、第 4 章では「服務の基本原則」「法令及び指示命令等を守る義務」「禁止行為」「職員の弁償責任」等が定められている。また、「第 8 章 表彰及び懲戒の事由と懲戒」により、規定された懲戒事由に該当する行為を行なした者は、手続きを経て、懲戒処分を受ける制度が整備されている。

ハラスメント問題については、1999（平成 11）年に施行されたセクシャル・ハラスメントに関する規程を発展的に改定し、2007（平成 19）年からは新たにハラスメント防止等に関する規程（資料 2-12）を施行して、総合的に取り組んでいる。同規程によりハラスメント防止委員会を設置して啓発に努めるとともに、各部局に相談員を配置して、学生や教職員等からの相談を受けている。何らかの訴え、あるいは相談があった場合は調査を行い、事案に応じて理事長あるいは学長へと報告し、適切な措置を講じている。その他にも「研究活動における不正行為対策委員会」、「個人情報保護委員会」、「研究倫理審査委員会」等の常設委員会を設置し、コンプライアンスの遵守と関係者の意識向上に努めている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能している

か。

< 1 > 歯学部

歯学部では、本学の教育理念・目標に基づき、2013（平成25）年度より教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に沿った新しい教育プログラムを実行しているが、その構築とその後の運用、さらなる教育プログラムの開発、改良、推進を目的とする専門部署として、2012（平成24）年度に総合教育部を設置し、専任の教職員を配置した（資料2-13）。

そして、学長、副学長、研究科長、教学部長、総合教育部教職員等から構成される教育委員会を毎月開催し、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行っている（資料2-14）。さらに、2013（平成25）年度から総合教育部に教学IR室を設置し、2名の専属職員と1名のパート職員、兼任教員1名を配置し、教学IR室に集積される資料に基づいて現状を分析し、教育委員会及びその関連部会、学務委員会、歯学部教授会との連携を図りながら、定期的な検証を繰り返し実施している。

教育委員会は、全学的な教育マネージメント組織として、歯学部から大学院の教育課程を俯瞰的に検証し、教授会、学務委員会、大学院運営委員会等に対して様々な提言を行っている。

< 2 > 歯学研究科

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、まず大学院教育に関する事項を企画調査、審議する大学院教育委員会または大学院臨床教育指導委員会（2015（平成27）年度より）において調査及び検討を行い、その結果について毎月開催される大学院運営委員会において報告して審議し、さらに大学院教授会において報告及び審議を行うことにより定期的な検証を実施している（資料2-15）。検証に際しては、学生からの授業評価アンケートの集計結果や大学院教育に関連する社会情勢を考慮して（例えば2014（平成26）年度においては、データ改ざんや論文ねつ造等の研究倫理に関する問題が社会問題となつたために、研究倫理に関する講義を全てのコースの共通講義に追加して実施することとした等）改善を進めている。

自己点検・評価委員会では、大学全体の教育研究水準の向上を図るため、教育研究に関する全学の活動状況及び組織、施設・設備、運営の状況について、専門委員会等が作成した報告を基に、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について自己点検評価報告書を作成し、公表している。

個々の教職員については、2013（平成25）年度から評価・育成制度の構築・改善を実施してきた。各個人が評価シート（資料2-16）に業務内容と到達目標、達成度などを記入して自己評価し、それを基にして第一次評価者との面談等を経て、職員は評価者委員会での審議、教育職員は第二次評価者によって確定し、最終評価を個人にフィードバックする過程において、改善等についても個々に話し合い、次期の到達目標や業務内容に反映させるシステム等の構築に努めてきた。このことにより、点検・評価活動への意識は深く学内に浸透することとなつたが、未だ改善すべき点も多く認められることから、今後も検討していく必要性を認める。

本学では、教育職員の研究業績を1998（平成10）年からデータベース化して逐次集積し、附属図書館のホームページ（資料2-17）で誰もが検索できるよう公開している他、毎年「研究業績集」として冊子にまとめて配布している。

また、学生の成績情報と生活情報を集約した学生カルテ、授業評価アンケートなどがポータルサイトを介して繋がった神奈川歯科大学学修管理システム（KDU-LMS）を構築した。このKDU-LMSには試験問題作成、試験作成・実施機能等もあり、歯科医師国家試験出題基準及びCBT基準の問題をプールし、定期試験のみならず実力試験、自己学習などに活用するとともに、成績分析にも役立てている。加えて、本システムは学生個人の成績や全体の分布、試験や授業の評価、問題の質等を統合的に管理・分析し、教育の質向上のための自己点検・評価を行うシステムとして構築している。

本学は、2010（平成22）年度から文部科学省の歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議によるフォローアップ調査を受け、2016（平成28）年度は第3回調査に対する改善計画書を提出し、ヒアリングを受けた。また、認証評価機関による大学評価については7年毎に受審しており、2017（平成29）年に大学基準協会による認証評価を受審して「適合」の評価を得ている。その際、「努力課題」が2項目指摘されたことから、理事会や教授会等において報告し、全学で情報の共有化をはかるとともに、直ちに指摘事項の改善に向けての取り組みを開始した。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

自己点検・評価活動の結果は、「神奈川歯科大学自己点検・評価報告書」として、2000（平成12）年から報告書を作成しており、直近の報告書はホームページに掲載し、広く社会に開示している。

また、大学基準協会による認証評価の評価結果や、教育理念、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、アセスメントポリシー、シラバス、入試、学生生活等の教育に関する基本情報の他、財務諸表を含む事業報告書等を含めて毎年度ホームページで公開している（資料2-18）。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

全学的な内部質保証を担保するため、自己点検評価委員会が自己点検・評価実施計画を策定・実施するとともに、PDCAサイクルの推進状況を監視することにより点検・評価している。

評価項目の構成と評価基準は、大学基準協会等が定める評価基準に準ずるものとし、各基準の達成度合いについて根拠資料を明示して自己評定するとともに、学長、総合教育部長、教学部長、研究科長等で報告書を分担して作成している。

点検・評価の結果である自己点検評価報告書は、学外有識者から成る外部評価委員会によって第三者的視点からの客観的評価・意見を加味した上で最終的に取り纏め、ホームページ等を通じて広く公開し、点検・評価によって表出した問題点の改善策や長所・特色の発展方策について学長に答申し、改善に取り組んでいる。

(2) 長所・特色

内部質保証システムの適切性を定期的に点検・評価する自己点検評価報告書の評価基準は、大学基準協会における第3期大学評価の基準に準拠して実施している。本学独自のものではなく、広く大学評価に使われている基準を適用することにより、より客観的な視点で点検・評価を行うことを目指している。また、毎年このフォーマットで自己点検評価を実施することにより、7年毎の受審が義務付けられている大学評価も、PDCAサイクルの一部としている。

(3) 問題点

単一学部の小規模大学である本学にとって、全学的な自己点検評価活動は、組織構成上は比較的容易である反面、その構成員は少数であり、中でも責任を負う人員は限られているため、個人の負担が大きい。自己点検・評価のより細分化、厳格化が進行するに伴い、その根拠となるエビデンスの選定・収集・保存・分析等の作業量や、纏めに要する時間が著しく増加したこと等が問題となり、定期的な自己点検評価報告書の作成が一時停滞していた。しかしながら、機関別認証評価における指摘を厳格に受け止め、今後は手法の統一や、評価基準の普遍化によってルーティン化をはかることにより、可及的に個々の担当者の負担を軽減しつつ、継続して定期的な自己点検評価を実施していくなければならない。また、自己点検・評価活動におけるPDCAサイクルの進捗状況に関するチェック機能に未だ不十分な点も認められるため、機能の強化が望まれる。

(4) 全体のまとめ

本学は2017（平成29）年度に大学基準協会の大学評価を申請し、「適合」の結果を得た。

しかしながらその評価において、内部質保証について「規程に基づき自己点検・評価を行う体制を設けているものの、自己点検・評価の実施は定期的ではなく、その結果を改善につなげる全学的な体制が十分に確立しているとはいえない。今後は、自己点検・評価を定期的に実施し、結果により得られた課題を改善・改革へとつなげる体制を構築し、適切に機能させるよう、改善が望まれる。」という努力課題が指摘された。

これを受けて本学の内部質保証のあり方をあらためて見直し、明確な方針を策定した上で、今年度から定期的な自己点検評価を実施し、報告書を作成することとしている。今後は着実に自己点検評価活動を実施してPDCAサイクルの回転をより確実なものとし、その結果についての報告書を作成の上外部にも公表し、広く社会へと公開していくなければならず、PDCAサイクルの進捗状況に対するチェック機能を強化する必要性を認めている。

(5) 根拠資料

- 2-1 学校教育法第109条
- 2-2 神奈川歯科大学学則第2条
- 2-3 神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第2条

- 2-4 学校教育法第 93 条
- 2-5 神奈川歯科大学歯学部教授会規程第 5 条
- 2-6 神奈川歯科大学大学院教授会規程第 5 条
- 2-7 神奈川歯科大学学則
- 2-8 大学院歯学研究科学則
- 2-9 内部質保証推進のための組織と役割の概念図
- 2-10 神奈川歯科大学自己点検・評価委員会規程
- 2-11 神奈川歯科大学就業規則
- 2-12 ハラスメント防止等に関する規程
- 2-13 教職員名簿
- 2-14 教育委員会 平成 29 年度議事録
- 2-15 大学院教授会議事録
- 2-16 評価シート
- 2-17 附属図書館ホームページ <http://www.kdu.ac.jp/library/>
- 2-18 神奈川歯科大学ホームページ <http://www.kdu.ac.jp/corporation/info/>

第3章 教育研究組織

（1）現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

本学は、一貫して建学の精神の実現に向けた、愛の精神を実践できる有能な歯科医師を輩出してきた。さらに、歯科医療の発展は歯科医学研究の充実であり、研究者の養成と高度な医療を提供できる専門職職業人としての歯科医師の養成を行い、社会に貢献することを目指している。これらの目的のために、本学は教育研究上の基本組織として歯学部および大学院歯学研究科を開設している。

歯学部における教育は、「教員が何を教えるか」ではなく、「学生が何を身につけたか」のアウトカム型教育を基本コンセプトに据えている。そのために、大学全体として構造的な教育体系の構築とその評価が必要であり、従来の講座制という教授中心の教育体制では不十分との判断により、2012（平成24）年に学部の講座制を廃止して大学院歯学研究科に教員を配置した。一方、それに替わる責任組織として、歯学部教育を専任する総合教育部を2012（平成24）年に設立した（資料3-1）。総合教育部は、歯学部教育の教育内容、学修・指導方法、評価法を立案し、歯学部教育のカリキュラムの体系化、単位の充実化、アクティブラーニング環境の整備、GPAによる成績評価、教員の育成（FD）等の教育情報をKDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）により一元管理し、教育の質保証を推進する教育組織である。体系化した歯学教育課程内の科目（モジュール及びユニットと呼ぶ）と担当する教員の選定は、総合教育部が該当科目に適任の教員を選任して、学務委員会及び教授会に諮り、教育業務を委嘱している。また、学長、副学長、研究科長、教学部長、臨床実習責任教員、総合教育部教職員等で構成される教育委員会により全学的な教育内容の充実を図るとともに（資料3-2）、歯学部教育に関するPDCAサイクルにおける評価や事業計画の作成を行っている（資料3-3）。さらに教育委員会は、研究科長と大学院教育委員長を構成員として含め、歯学研究科における大学院教育についても連携して審議を行い、全学的な教育マネジメントを行う機能を有している。

歯学部教授会は、歯学部教育の最終的な審議機関であり、議長である学長が招集して、学務全般を学則及び教授会規程（資料3-4）に基づき審議している。

2014（平成26）年から、教学IR室を整備して専任職員を置き、学長のリーダーシップに基づく教育体制の企画立案を行う組織として、様々な教育資料を収集し、分析を行っている（資料3-5）。さらに同年、国際交流室を設置し、留学生の修学や学生生活に関する支援を開始した（資料3-6）。

附属病院は、教育病院としての位置づけを踏まえ、最先端の治療と臨床教育を提供している。学生教育に必要な1口腔単位での治療や、2次・3次医療機関として専門性を備えた治療が行える体制となっており、診療参加型臨床実習の充実や地域医療連携への主体的貢献を果たしている。

さらに医科診療科として、内科、内分泌内科、高齢者内科を開設している。これらの医科には専任教員が所属しており、歯科と日常的な院内連携を行い、医科歯科連携に

による診療及び教育を実施している。臨床研修医に対しては、横須賀臨床研修センターと附属横浜クリニック・横浜研修センターの2施設を設置し、臨床研修医の円滑な研修を支援している。2017（平成29）年度には新病院を開院し、地域連携支援型の歯学部附属病院として、医科歯科連携に関してさらなる強化がはかられた（資料3-7）。

附属横浜クリニック・横浜研修センターは、教育医療機関としての位置づけを踏まえ、医科と歯科の密接な関係を持たせた卒後研修体制が構築されている。さらに、歯科医師臨床研修施設として、臨床研修医の円滑な研修を支援している。

附属図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料等に関する資料の収集管理運営を行い、本学教職員ならびに学生の調査・研究活動の支援、教養の向上を支援すると共に、学生の学習支援機能を備えて運営している。

大学院歯学研究科は、これまで歯科基礎系と歯科臨床系の2専攻を設けていたが、分離しがちであった基礎と臨床の融合性を高め、社会からの要請により的確に応えられるよう、2017（平成29）年度より歯学専攻の1専攻へと改組された。そして、大学院歯学研究科の運営については、大学院運営委員会がその実務を担っている（資料3-8）。また、学位審査において学長のリーダーシップの発揮を容易にするために、学長を委員長として学位審査全般を統括する学位審査運営委員会を設置して体制を整備した（資料3-9）。大学院教授会は、大学院運営委員会等の各種委員会から上程される案件、大学院教授等教員の採用・昇格、学位審査を、学則及び大学院教授会規程（資料3-10）に基づき審議している。

さらに、研究推進組織として、共有機器を集約的に配備する口腔難治疾患研究センター、災害医療歯科学を推進する横須賀湘南地域災害医療歯科学研究センター、各種研究を支援する培養室、遺伝情報解析室、組み換えDNA実験室、動物舎が設置されている。特に、大学院共通実験施設委員会により機器の共有化を推進し、効率的で効果的な研究環境の構築に努めている。

以上の組織は、建学の精神に基づく歯科医師及び博士の養成において、適切な教育研究組織を構築するための礎となっている。

点検・評価項目②:教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織を全学的な立場で適切性を検証する機関として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が設置されている（資料3-11）。同委員会は、学長、副学長、歯学研究科長、学部長、教学部長、総合教育部長、附属病院長、附属横浜クリニック・横浜研修センター長、事務局長、総務部長、教学部職員、人事課職員、総務課職員、教学IR室長からなり、理事4名を含む組織として構成されており、理事会との密な連携により、全学的な立場から教育研究組織の検証を行っている。また、将来構想委員会では、検証の結果に基づいて全学的な施策の策定や企画調整を行っており、月1回程度定例的に開催して、歯学部及び歯学研究科の施策の指針を決定している。（資料3-12）。

歯学部における教育研究組織の中心は総合教育部であり、歯学部教育の責任組織として位置付けている。この総合教育部では、年度計画に基づく自己点検評価を教学IR室が分析し、それを教育委員会が教授会の意見を踏まえて適切性を検証し、次年度計画に

改善策を反映させている（資料3-13, 3-14）。

大学院歯学研究科における教育研究組織の主体は大講座であり、大学院運営委員会で検証を行い、その結果について歯学研究科長が大学院教授会に意見を求め適切性を検討し、学長へと答申している。

（2）長所・特色

総合教育部は、歯学部教育の推進組織であり、高度化を目指した取り組みを組織的に行っている。その成果の1つとして、建学の精神・教育理念、3つのポリシー及び教育課程（カリキュラム）に基づく、入学前から卒業後までの体系化した歯学教育体制の確立と、KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）による教育情報の一元管理の実現が挙げられる（資料3-15）。KDU-LMSでは、学生個人について、入学から卒業までの学修経過や生活記録を一元管理することが可能であり、学生の個性を考慮した支援・指導に極めて効果的なシステムとなっている。特に、このシステムは学生の学修及び生活面の記録から、総合教育部の行う歯学部教育の立案に重要なデータを提供しており、教育の質保証の実現に効果的に機能している。

大学院歯学研究科では大講座制を採用しており、学長から指名された大講座長が講座の責任を担い、分野横断的な運営を効率良く進めることができるようになった（資料3-16）。そのため、2017（平成29）年度には分野融合的な大学院演習科目を開講し、教育の高度化を推進した。さらに、講座内分野融合的な研究プロジェクトの検討も開始された。また、各種委員会の再構築を行ったことが、大学院における教育研究組織の活性化に繋がっている。例えば、学位審査運営委員会は、主査及び副査の選任案を作成するが、論文内容・指導計画書・指導教員の専門性を中心に客観的に選抜するシステムが構築されたことで、学位審査の透明性や厳格性が担保された。大学院共通実験施設委員会は、研究機器の共有化を行い、インターネット上で公開するなど、効率的で効果的な研究環境の構築に貢献している。

また、本学には日本初の神奈川剖検センター、横須賀・湘南災害医療歯科学研究センターが設置されており、地域貢献を目指して活動している。2017年からは附属病院も新たに開設され、これまで以上に地域に貢献できる体制となっている。これらは建学の精神である「愛の精神」の実現を目指すものであり、理念に照らして本学独自の取り組みを行い、世界的にも成果を発信していくことが期待される。

（3）問題点

大学のガバナンス強化に努めてきたところではあるが、学長のリーダーシップをさらに発揮するためには、補佐体制や企画立案機能を充実させる必要がある。また、教育研究組織の方針が定められていなかったため、早急に制定する必要がある。しかしながら、基礎要件や歯学部および大学院歯学研究科の目的を実現する上で、支障をきたす問題は認めていない。

（4）全体のまとめ

教育研究組織については、歯学部および歯学研究科における教育および研究に貢献す

る組織として、現状大きな問題点は認めていない。しかしながら、教育研究組織は、常に新たな息吹を吹き込み続けなければ、最新の教育研究を展開できないことから、社会情勢を考慮した組織の点検は益々重要になるものと考えられる。さらに、本学では研究棟や図書館をはじめとし、長年の使用により施設の老朽化が目立つ施設が多くなってきている。教育研究組織の方針には、今後施設の更新等も念頭に置いた更なる検討が必要になるものと考えられる。加えて、方針等の整備に不十分な点も認められることから、今後整備を進める必要性を認めている。

（5）根拠資料

- 3-1 神奈川歯科大学総合教育部規程
- 3-2 内部質保証に関する基本方針
- 3-3 総合教育部・教育委員会 H29 年度計画
- 3-4 神奈川歯科大学教授会規程
- 3-5 教学 IR 室運用細則
- 3-6 国際交流室規程
- 3-7 附属病院ホームページ <http://www.kdu.ac.jp/hospital/>
- 3-8 神奈川歯科大学大学院運営委員会規程
- 3-9 学位審査運営委員会規程
- 3-10 神奈川歯科大学大学院教授会規程
- 3-11 神奈川歯科大学自己点検・評価委員会規程
- 3-12 学校法人神奈川歯科大学将来構想委員会規程
- 3-13 総合教育部・教育委員会 H29 年度計画
- 3-14 総合教育部・教育委員会 H30 年度計画
- 3-15 KDU-LMS と学生ポータルの主な機能
- 3-16 神奈川歯科大学大学院運営委員会規程

第4章 教育課程・学習成果

（1）現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

< 1 >歯学部

歯学部では、学士（歯学）の学位に対して、以下の学位授与方針を定め、歯学部歯学科ホームページ（資料4-1）、神奈川歯科大学CAMPUS GUIDE（資料4-2）、神奈川歯科大学入学試験要項（資料4-3）等を通じ社会へと公表している。

学位授与方針

1. 社会人としての必要な知識と教養、人を尊重し豊かな愛情を持ち、国際化に対応できる能力を有する。
 - (1) 基本的な知識と教養を有する。
 - (2) 人間関係を円滑に行うためのコミュニケーション能力を有する。
 - (3) 人としての高い倫理観と社会的責任感を有する。
2. 医療人としての問題発見と解決能力を有する。
 - (1) 生涯学習に取り組む必要性と方法を理解している。
 - (2) 適切に情報収集し、批判的思考と科学的情報に基づく評価能力を有する。
 - (3) 医療に対する社会的ニーズを認識し、広く社会に貢献できる能力を有する。
3. 歯科医師に必要な基礎医学と臨床歯学を体系的に理解し、高度な専門的学識を開拓できる能力を有する。
 - (1) 歯科医師国家試験に求められる必要な専門的な知識を有する。
 - (2) 科学的根拠に基づいた歯科医療の技術を有する。
 - (3) 状況に応じた適切な歯科医療を実践できる能力を有する。

< 2 >歯学研究科

大学院歯学研究科では、博士（歯学）の学位に対して、以下の学位授与方針を定め、大学院歯学研究科ホームページ（資料4-4）、神奈川歯科大学大学院CAMPUS GUIDE（資料4-5）、神奈川歯科大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項（資料4-6）等を通じ社会へと公表している。

学位授与方針

1. 高い倫理観を持ち、研究と臨床に必要な諸規則を熟知し応用する能力を身につけている。
2. 歯学専門領域における臨床的課題を発見する能力の育成と同時に課題解決のために、多様な研究方法論を理解し実践する能力を身につけている。
3. 普遍性のある研究成果を広くパブリケーションすることができる能力を身につけている。
4. 歯学専門領域を横断する幅広い知識に裏打ちされた柔軟かつ俯瞰的な判断ができるマネジメント能力を身につけている。

5. 地域における医療の歯科的課題解決を世界の動向を視野に入れて検討できるグローバルな思考能力を身につけている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

< 1 >歯学部

歯学部では、学士（歯学）の学位に対して、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、歯学部歯学科ホームページ（資料4-1）、神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE（資料4-2）、神奈川歯科大学入学試験要項（資料4-3）等を通じ社会へと公表している。なお、教育課程の編成・実施方針の1、2および3は、それぞれ学位授与方針の1、2および3と関連している。

教育課程方針

学位授与の方針に掲げる知識、技能、態度などを修得させるための教養系科目、専門教育系科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組合せた授業を開講する。

1. 幅広い知識と教養、コミュニケーション能力、国際性を培うための教育課程を編成し実施する。
2. 社会の変化に対応し、科学的探求心をもち自己学修と生涯学修を継続するための教育課程を編成し実施する。
3. 歯科医師となる上での高度な基礎医学知識、歯科臨床能力を育成するための教育課程を編成し実施する。

< 2 >歯学研究科

大学院歯学研究科では、博士（歯学）の学位に対して、以下の教育課程の編成・実施方針を定め、大学院歯学研究科ホームページ（資料4-4）、神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE（資料4-5）、神奈川歯科大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項（資料4-6）等を通じ社会へと公表している。

教育実施方針

当該歯学専攻では、歯科基礎系専攻及び歯科臨床系専攻から歯学専攻への改組に鑑み、基礎医歯学と臨床歯学の融合を基盤とし、自立した臨床研究能力を備えた主に高度な専門性を有する歯科医師を養成するという人材養成目的に適う教育課程の編成を行う。特にコースワークの充実として共通必修講義を5科目配置すると同時にコースワーク（講義・実習・演習）からリサーチワーク（研究・論文作成）の有機的な連携を考慮して編成した。さらに臨床歯学を体得するためのクリニカルワーク（臨床研修）を行い、課程制大学院制度の趣旨に準拠して体系的な教育課程を編成した。

具体的な編成方針（カリキュラムポリシー）として、

1. 研究者に必要な倫理規範を教育し高い倫理観を備えた人材を育成する教育を行う。
2. 歯学研究領域における高度な専門性を教育し、学術面で指導的な人材を育成する教育

を行う。

3. 研究成果を公表する手法を教育し、高いパブリケーション能力を育成する教育を行う。
4. 課題に対して柔軟かつ俯瞰的な考え方の基本を教育し、高いマネージメント能力を育成する教育を行う。
5. 国際化に対応した語学力や国際的な活動の基本を教育しグローバルに活躍できる能力を育成する。

上記のカリキュラムポリシーと共に指導方針として、小人数の利点を生かし、コースワークにおける講義は、議論を積極的に取り入れた双方向型の授業を開設する。さらに実習もマンツーマンで行い、密な指導により実践力を養う。演習は、講座内分野横断的な特徴を生かし、複数分野の教員により行うことで俯瞰的な能力を身につけさせるよう演習課題を設定する。これらのコースワークにより臨床研究を進める基盤を養い、臨床研究を行うための計画立案とその実践であるリサーチワークを行い論文作成へつなげる。さらに、クリニカルワークは、各専門分野別に臨床研修を行うが、症例を用いて歯学専門分野の理解を深めるよう指導することで、リサーチワークにおける臨床研究の充実を図る。

なお、上記の編成方針の1～5は、それぞれ学位授与方針の1～5に対応している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1>歯学部

歯学部では、大学設置基準第19条に定められる教育課程の編成方針を順守した上で、2013（平成25）年度より1年間を5つのstageに分割し、1 stageを約8週間とした5 stage制を導入し、短期集中型の教育課程を編成することにより、「学士力」の向上を目指した教育改革を実行した。5 stage制の導入は、単に学期を細分化するものではなく、歯科医師を育成する上で必要な教育科目を体系的な4系統のコースに分類することにより、従来の歯学教育における科目割ではなく、歯学を理解する上でよりわかり易い順序となることに重点を置いて編成している（資料4-7）。例えば、組織学、病理学、補綴学のような従来の科目分類を廃止し、新たに全身と口腔、口腔顎顔面領域の疾患、咬合回復などの科目（モジュール）として整理し、4系統のコースを新設した。4系統のコースは、歯科咬合医療系、生命科学口腔病態系、社会と歯科医療系、神奈川歯科大学固有系から構成し、各コースは学修の順位性を考慮して初級から高度な内容へと積み重ねることにより確実に学修が進むよう配慮されている。また、学修プログラムの編成においては、コース間の関係性についても顧慮して編成している（資料4-7）。

初年次教育では、数理、自然の現象、生命科学の基礎、基礎統計、外国語のように幅広く深い教養を培うためのモジュールと、大学での学び、歯科医学への誘い（2018（平成30）年度よりモジュール名を「歯科医学の基礎」に変更）、ウインタースクール（2018（平成30）年度よりモジュール名を「基礎研究演習」に変更）のような、高等学校教育から大学教育への移行期であることを考慮して、主体的学修を促すためのモジュールを設定している。また入学者に対しては、入学前にリメディアル教育を実施し、入学直後

に改めて基礎学力調査を行い、その結果を入学後における補習学修等を計画する際の参考としている。初年次教育は、教養科目としての科目を開講するだけでなく、課程教育全体を踏まえた育成に役立つように配慮し、社会的規範、人間関係の構築、分析的推進力、批判的思考力や生涯学習を中心とする内容も盛り込み、基礎学力の充実をはかっている。2年次の基礎歯科医学は、各科別系統講義・実習を排し、体系的なプログラムを編成している。3年次、4年次では、可及的歯科臨床の流れに沿ったプログラムを構築し、各モジュール内に専門領域の異なる複数の教員を配置し、分野横断的な教育が実施できるよう配慮している。また、医学系教育を統合したモジュールとして「全身と口腔」を設定し、全身疾患と歯科との関係について重点を置いた教育を行うこととしている。5年次、6年次では、診療参加型臨床実習の充実化をはかるとともに、臨床実習の履修状況について可及的定量的な評価を行うための定量的評価指標について繰り返し見直しを行い、質保証の充実化に努めている（資料4-8～10）。

教育課程の編成については、編成方針と教育課程の整合性を含めて、隨時教育委員会において協議、検討し（資料4-8）、教育委員会で審議された内容について、学務委員会（資料4-9）、教授会（資料4-10）へと上程し、審議の上決定している。教育課程の編成については毎年検証を実施しているため、6年間に取得すべき総単位数は年度により若干の変動があるものの、講義ならびに演習、実験、実習それぞれについて30時間の授業と15時間の自己学修をもって1単位と定め、2018（平成30）年度の総単位数は204.6単位であることから、大学設置基準第32条第2項に定められる188単位の修得条件を充分に満たしている。

<2>歯学研究科

大学院歯学研究科では、2017（平成29）年度の歯科基礎系専攻及び歯科臨床系専攻の2専攻から歯学専攻1専攻への改組に鑑み、基礎医歯学と臨床歯学の融合を基盤とし、自立した臨床研究能力を備えた主に高度な専門性を有する歯科医師を養成するという人材養成目的に適う教育課程の編成を行っている。特に、コースワークの充実として共通必修講義を5科目配置すると同時に、コースワーク（講義、実習、演習）からリサーチワーク（研究、論文作成）への有機的な連携を考慮した課程を編成している。さらに臨床歯学を体得するためのクリニカルワーク（臨床研修）を行い、課程制大学院制度の趣旨に準拠して体系的な教育課程を編成している。

具体的な編成方針（カリキュラムポリシー）と、それに対応する科目は以下のとおりである。

- ① 研究者に必要な倫理規範を教育し高い倫理観を備えた人材を育成する教育を行う。

対応科目：研究基盤学・専門科目入門・学術発表演習→研究・論文指導

- ② 歯学研究領域における高度な専門性を教育し、学術面で指導的な人材を育成する教育を行う。

対応科目：専門科目入門・専門科目実習・多分野最新研究学→研究・論文指導

- ③ 研究成果を公表する手法を教育し、高いパブリケーション能力を育成する教育を

行う。

対応科目：研究基盤学・学術発表演習・医学統計演習・医学英語演習→研究・論文指導

④ 課題に対して柔軟かつ俯瞰的な考え方の基本を教育し、高いマネージメント能力を育成する教育を行う。

対応科目：多分野最新研究学・統合専門科目演習・選択科目特論 I→研究・論文指導

⑤ 國際化に対応した語学力や国際的な活動の基本を教育しグローバルに活躍できる能力を育成する。

対応科目： 医学英語演習・統合専門科目演習・選択科目特論 II→研究・論文指導

指導方針として、コースワークにおける講義は、小人数の利点を生かした議論を積極的に取り入れた双方向型の授業を展開している。さらに実習もマンツーマンで行い、密な指導により実践力を養うこととしている。演習は、講座内分野横断的な特徴を生かし、複数専門領域の教員により行うことで俯瞰的な能力を身につけさせるよう演習課題を設定している。これらのコースワークにより、臨床研究を進めるための基盤を養い、臨床研究の計画立案とその実践であるリサーチワークを行い、論文作成へつなげることとしている。さらに、クリニカルワークは、各専門分野別に臨床研修を行うが、症例を用いて歯学専門領域の理解を深めるよう指導することで、リサーチワークにおける臨床研究の充実を図ることとしている。

教育課程の具体的編成は以下のとおりである。すなわち、基礎的な素養を身につけるために全員が履修する共通必修科目を1、2年次で開講している。さらに選択必修の専門科目として入門と実習を開講し、歯学専門分野の知識を教授している。この入門の履修科目を選択することにより、その後の実習および演習で選択する科目は併せて決定される。共通必修科目は双方向型で2校地（横須賀および横浜）同時に開講している。専門科目は、希望する科目により2校地に分かれて実施される。以上の科目群によりコースワークの主軸が構成されている。

3年次に開講する統合専門科目は、多分野による分野横断的科目として演習を実施し、コースワークとリサーチワークの橋渡し的な役割を果たすとともに、リサーチワークに厚みを持たせるための横断的思考力を養成する科目として開講している。さらに、3年次後期から4年次に特論 I および II の専門性が高い選択科目を配置している。

また、神奈川県内大学院学術交流協定に基づき、本学以外での履修による単位を積極的に認めると同時に、今後の大学間交流を検討し単位互換を進めている。なお、歯学部とは異なり1年は前期及び後期の2期制とし、各期は15週としている。

1年次の共通必修科目は、前期に研究基盤学（2単位）において、一般的な研究倫理に重点をおいた授業を行っている。さらにキャリアプランニングに関する授業、知的財産や企業と大学との関係性についても教授し、研究者として身につけなければならない基礎的な素養を養成している。また、後期には、多分野最新研究学（2単位）において、歯学研究計画の立て方（臨床研究を含む）、実際の研究技術、研究マネジメント、近

年の研究動向に関して教授し、研究立案のための基礎力を養成している。

1年次選択必修科目は、専門科目入門（4単位・通年）において、各専門分野に関する基本的な知識を教授し特徴を理解させると併に、当該専門領域の研究を行う上で必要な基礎的な素養を養成している。また、各専門分野に特徴的な倫理関係の事項について教授している。

2年次共通必修科目は、前期に学術発表演習（2単位）を履修し、学会での発表の仕方と論文の執筆に必要な知識と技能を教授すると同時に、科学的思考について演習し、論理的思考のできる研究者に必要な能力を養成している。また、科学論文の執筆で必要な倫理規範を教育している。後期には、医学英語演習（2単位）において、医学英語の基本、英語論文読解、英語でのコミュニケーションの基本を教授し、グローバルに活動するための基本的能力を養成している。医学統計演習（2単位）においては、数学的な基本から高度な手法を学ぶと同時に、バイオインフォーマテックスの考え方を教授し、臨床研究や生物統計学に造詣の深い研究者を養成している。2年次選択必修科目の専門科目実習（4単位・通年）は、専門科目入門を基礎として、実習を通して知識の深化と技術を教授し、研究を行う上での各専門分野における応用的な素養を養成している。

3年次には、必修選択科目として、統合専門科目演習（4単位・通年）を開講している。統合専門科目演習は、講座毎に分野横断的に統合的な知識を教授すると同時に、演習を通じ専門分野を広く俯瞰的に思考できる能力を養成している。これにより、多面的に検証する能力を身につけさせ、リサーチワークの高度化につなげるため、コースワークの総仕上げを行っている。選択科目特論I（4単位）を後期に開講し、各大学院生が自らの選択した専門分野以外で、リサーチワークで必要とされる知識を学ぶため必要な科目を選択するようにしている。

4年次には、選択科目特論II（4単位・通年）を開講している。最終学年であり、世界の研究動向を踏まえたグローバルな思考能力の養成を図るため、各専門分野における世界的な課題を紹介すると同時に、専門分野の高度な知見による解決の方法論を教授している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

歯学部では、本学の教育目標に基づき、大学設置基準第19～25条、27条に定められた事項を順守し、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを作成し、主体的学修の向上と単位の充実を踏まえた教育方法・学習指導方法について検討し実践している。その結果、2013（平成25）年度より5 stage制を導入し、履修効率の向上を目的として、語学教育や体育など一部のモジュールを除き、授業期間を試験期間を含め約8週間とし、短期に少数の科目について集中して学修できる授業期間を設定した。さらに、従来の歯学教育における科目の枠を撤廃し、神奈川歯科大学固有科目コース、歯科医療咬合系、生命科学口腔病態系、社会と歯科医療系の4つのコースへと学修内容を再編し、それぞれのコースでは、可能な限り履修者が体系的に歯学を学べるようモジュールを配置した。そして、各モジュールのGIO、SB0sを達成するため、モジュールの特性に応じ

た授業形態として、講義・実習・演習の学修方略を組入れている（資料 4-11）。なお、現在本学では、全てのモジュールを必修としていることから、履修者による科目の選択は行われていないため、CAP 制による履修科目登録数の制限は行っていない。

全ての授業計画はシラバス上に記載し、成績評価基準とともに学生ポータルサイトから随時確認できるようになっている。具体的には、モジュールの GIO、モジュール内に含まれる各ユニットの GIO と SB0s、当該モジュールとカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーとの関係、授業日程、授業時間、ユニットとサブユニットの詳細、授業ごとの目標、キーワード、授業担当者、方略、事前・事後学習内容、教科書・参考書・配布資料、評価方法、オフィスアワーなど、必要な情報について明示している（資料 4-12）。

授業担当者は、本シラバスに則って講義・実習・演習等を展開しているが、授業担当者とは別に配属される教育補助員が、録画した全てのビデオ授業を確認し、授業の内容に則して目次を作成し、学修者の利便性の向上に努めている。また、シラバスに基づいて授業が展開されているかについて、各学期の終盤に授業担当者とは異なる教学部職員が、学生への授業評価アンケートを実施して評価を行い、その結果について各授業担当者へのフィードバックを行っているが、現在のところおおむね良好な結果が得られている（資料 4-13）。

学生の主体的学習を促進するため、環境づくりとしては、小グループ学習などの多目的に使用できる多目的実習室、図書館内にラーニングコモンズ、繰り返し自己学修や補完教育に使用できる e-learning 室等を整備してきた。また、アクティブラーニングを授業に導入するための 1 つの取り組みとして、シラバス上に全ての授業の事前学習範囲を提示し、授業開始時に事前学修状況把握のための確認試験を実施して、その結果を成績評価に原則 30% 反映させることにより主体的な学修を促している。特に初年次教育では、小グループ学修を中心とするディベート、PBL、レポート、クリッカーの導入、学修成果の発表など、能動的学修を誘導するため多く学修方略を導入した。5 年次・6 年次教育においても、演習形式の学修やグループ学修を積極的に導入することにより、主体的学修の促進をはかっている。

< 2 > 歯学研究科

大学院における、個々の大学院生に対する教育・指導体制の概略は以下のとおりである。個々の学生に対して指導教員が研究指導計画を作成し、それに基づいて教育研究指導及び学位論文作成指導を行っている。研究指導計画書には、単位履修計画、指導体制、年次計画及び評価を記載するようになっており、毎年度の始めに大学院教育委員会で確認の後、大学院運営委員会で審議され、大学院教授会で審議及び承認される。

また、個々の学生に対して研究評価者を配置し、教育及び研究指導が計画どおり進んでいるか、その進捗状況について、第三者的な視点からチェックするシステムも整えている。研究評価者は、直接指導教員以外の合教員あるいは丸合教員の中から大学院教育委員会によって指名され、少なくとも年に 2 回は学生と面談を行い、過程記録ノートを確認し、その結果を大学院教育委員会に報告することとしている。大学院教育委員会は報告の結果を審議したうえで大学院運営委員会へと報告し、さらに大学院教授会に報告

して承認を受けることとなっている。

学位論文審査においては、学位審査の申請が行われた後に学生ごとに学位審査委員会が組織される。学位審査委員会は主査及び2名以上の副査により構成され、主査及び副査は丸合教員の中から論文の内容に適する教員が学位審査運営委員会によって指名され、大学院教授会で審議の上承認を受けることとされている（資料4-5）。

個々の学生の研究進捗状況を大学院として組織的に確認するため、2～3年次に中間発表を行うこととしている。中間発表は、1年間に4回の中間発表の機会が設けられており、2～3年次にいずれかの機会を利用して各々1週間の期間でポスターを掲示するとともに口頭による説明を行い、教員から広く意見を求めるというものである。また、各学生は学位審査を受ける前に公聴会での発表を終えていなければならず、公聴会で指摘された事項について検証あるいは修正後、最終的に学位審査の申請を行うこととしている（資料4-5）。

講義のシラバスにはキーワード、授業概要、学修目標、授業計画および担当教員、教科書および参考書、履修に必要な予備知識や技能および一般的な注意、行動目標、成績評価の方法、評価の要点、および理想的な達成レベルの目安が示されている（資料4-14）。このシラバスは統一した書式を用いて作成されており、作成後は大学院教育委員会で確認して必要に応じて加筆修正を求めた上で、大学院運営委員会で審議し、さらにその結果について大学院教授会へと報告して審議され、承認を受けている（資料4-15～17）。そのうえで、シラバスを学生にあらかじめ公表し、シラバスに基づいた授業が展開されている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<1>歯学部

歯学部における単位の設定は、講義・実習・演習について、30時間の授業時間と15時間の自己学習時間をもって1単位と定め、神奈川歯科大学学則別表に明示する通り、2018（平成30）年度の全履修単位数は204.6単位であることから、学校教育法第87条、大学設置基準第32条の要件を満たしている（資料4-18）。本学では単位の充実化をはかるため、授業を欠席した学生は当該学期が終了するまでに、欠席した授業を補うための補完授業を必ず受講することを義務付け、履修Q&Aにもその旨記載して実施している。（資料4-19）また、単位認定のための成績評価については、その評価基準についてシラバス上にモジュールごとに明記し、定められた基準に基づいて適切な評価を行った上で単位を認定している。そして、各学年に定める進級判定基準について、神奈川歯科大学ホームページ（資料4-1）や学生ポータルサイト（資料4-12）に掲載して周知し、その基準に基づいて厳格な評価を行い、進級を認定している。

具体的には、1～4年次の成績評価は、原則としてモジュールごとにアクティビティ評価30%、ユニット試験20%及びモジュール試験50%の合計100%とし、最終的にGPを算出して評価している。アクティビティ評価は、授業開始時に行う事前試験、実習でのプロセス評価、態度、技能などによる評価を行っている。ユニット試験はユニット終了後の確認試験として、モジュール試験は各学期終了時の総合的評価として実施している。本学では欠席時間数による受験停止を設けていないが、授業を欠席した場合にはモ

ジユール試験までに欠席した授業に対する補完授業の受講を必須として受験資格を認める制度を設けるとともに、アクティビティ評価・ユニット試験・モジュール試験の合計点から欠席時間数分の減点を行い（原則1コマ2点減点）、モジュールのGPを算出している。各学期終了時にモジュールのGPが1.0未満の学生については、直後に追加履修の受講と再モジュール試験の受験を義務付けており、この時点でもなお合格できない学生は、年度末に実施する最終モジュール試験で合格し、GP1.0以上に到達した場合にのみ単位を認定している。5年次、6年次は臨床実習期間であるため、態度・知識・技能の3領域に対し、それぞれ詳細な判定基準を設け、全ての評価基準を満たした場合に単位を認定し、進級あるいは卒業を認めている。

大学設置基準第32条第2項に定められる基準に則り、本学に6年以上在学し、教育目標を達成するために設けられる授業科目204.6単位を全て取得した学生に対し、卒業を認め学位を授与している。各授業科目の評価方法についてはシラバス（資料4-14）に明示し、各学年の進級判定基準については、ホームページ（資料4-1）及び学生ポータルサイト上（資料4-12）に掲示して学生及び教職員に対しその基準を明確に公開するとともに、各学年の年度初めに行われるガイダンスにおいて学生への周知をはかっている。

各学年の進級判定は、あらかじめ明示された進級判定基準に則って学年末に判定が行われ、学務委員会、教授会の審議を経たのち、学長による認定が行われている（資料4-8～10）。

<2>歯学研究科

大学院歯学研究科では、履修科目（基本科目、専門科目、統合専門科目、および選択科目）の成績評価については、神奈川歯科大学大学院歯学研究科履修方法等規程第8条の定めにしたがい、それぞれ授業科目を担当する教員が行う筆記試験、口頭試験および研究報告等によって評価される。また、研究については、年度初めに研究指導計画を提出し、研究の内容、進捗状況等について、研究評価者による評価が行われる。履修科目の成績と研究の評価は、研究科長に提出され、大学院運営委員会等における確認を受けた後、最終的には大学院教授会による承認を受けることとしている。最終的な成績は、優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の4段階で評価され、可以上を合格として単位を認定している。

1年次より指導計画書を作成して研究活動を行い、毎年研究評価者から研究のチェックを受けつつ研究を進展させ、2～3年次に中間発表（公開）を行う。この中間発表の目的は、論文作成のための研究内容に関する研究科としての確認と助言である。中間発表は、年4回開催しており、学生が自身の進捗に合わせ申し込みを行う。また、最低1回は中間発表を行うことを義務付け、希望があれば複数回実施することも可能であり、研究のブラッシュアップの場として活用できるよう配慮されている。

4年次には、学位論文の審査を受けようとする大学院生は、年次当初に学位審査事前申込書を提出する。さらに、論文内容を公表するために公聴会での発表が義務化されている。公聴会は年6回程度開催される。公聴会が終了後に、学長宛に学位審査願いを提出する。その後、学位審査委員会を開催して論文審査と最終試験が実施され、その結果

について教授会に審議が付託される。大学院教授会では学位審査委員会委員長（主査）及び当該大学院生からの審査要旨及び内容要旨の報告後、質疑応答を経て合否が判定され、合格した大学院生に対して博士号の学位を授与している。

学位授与については、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則、神奈川歯科大学学位規程（資料4-5）、神奈川歯科大学学位規程施行細則、学位申請論文の審査基準規程（資料4-5）の定めるところに従い、本学大学院歯学研究科に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で学位論文を提出し、審査及び最終試験に合格した者に対し授与している。

ただし、在学期間に関しては、格段に優れた研究業績をあげたと認められた者については、3年以上在学すれば足りるものとしている。この修業年限短縮学位申請で優れた研究業績と認める基準については、大学院教授会において申し合わせ事項として審議し、客観的に判断が行えるようにしている。

学位審査の運営は、学長を委員長とし、副委員長が主な業務を代行する学位審査運営委員会にて進行監理が行われる。学位審査を受けようとする年次になった大学院生は、学位申請事前申込書を提出する。学位審査運営委員会は、この申込書に記載された論文内容、指導計画書、専門分野別教員一覧の3つの資料を基に、学位論文審査委員会を構成する主査1名、副査2名以上の候補者を選出する。主査は、教授あるいは准教授が担当する。また、審査により高い専門性が必要となる場合には、学外より副査を登用することもできる。

審査委員には、担当指導教員、学内共同研究者、論文共著者である教員は選任できない規程となっており、候補となった審査委員は教授会に上程され、審議の後に投票による承認を受け最終決定されることとしている。本システムにより、審査委員の選任に対して厳格性と透明性を確保することで、学位審査の質と公平性の担保をはかっている。

論文完成前に学位論文審査委員会を編成するのは、学位審査が一過性の審査でなく、論文内容を時間的にも質的にも経過を踏まえてより厳格に審査するためである。このことは、厳格な審査を行いながらも、課程制大学院の趣旨に沿い、教育指導的な側面が必要との考えを踏まえている。

博士論文が完成し本申請が行われた場合、申請のための資格審査を学位審査運営委員会で確認後、教授会で予備審査の開始を審議決定する。その後に、前述の過程で選出された学位論文審査委員（主査・副査）による本格的な博士論文審査と最終試験を行い、審査に関する報告書を教授会に提出し、学位授与の可否についての審議が行われる。

博士論文の審議のための教授会は、2/3の出席が必要な規程となっており、委任状での出席は認めていない。博士論文は、事前に教授会構成員に配布し全員が査読し、教授会で審議を行い参加者の2/3以上の賛成が得られた場合に学位授与が決定される。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

<1>歯学部

歯学部では、各学期末試験、2、3年次の学年末総合試験、4年次歯学系共用試験、5年次臨床座学試験、6年次到達度試験、最終試験等の各種試験を実施するとともに、

教学部を中心として各学期終盤に授業評価アンケートを実施し、教育成果の定期的な検証を実践している。各種の試験結果や授業評価アンケートの結果はすべて教学部で集計され、モジュール責任者、ユニット担当者（原則講義担当者）にフィードバックを行い、改善策を提示してもらうことで教育内容・方法の改善を行っている（資料4-13）。

歯学系共用試験CBT・OSCE及び国家試験の結果は、本学の教育成果を他大学と比較できる具体的な教育成果の評価指標と考えられることから、国家試験結果を起点としてレトロスペクティブな分析を行い、各学年の進級判定基準の妥当性について定期的に検証して見直しを行うとともに、ディプロマポリシーそのものについても適時見直しを実施している（資料4-8、4-9、4-10）。

またFD委員会と総合教育部、教育委員会、大学院運営委員会等が協働し、授業改善や、教職員の教育スキル・カリキュラムマネージメントスキル等の向上を目的としたFD・SD講習会を継続的に実施している。FD・SD講習会は年間約10回開催されており、PBLチュートリアルやコーチング等、教職員のスキル向上を目的とする内容や、シラバス作成のためのワークショップ、実習カリキュラムプランニング、実習評価ワークショップ等様々な内容を網羅することとし、教育課程や教育内容・方法改善のために全学的な取り組みを行っている（資料4-17）。

<2>歯学研究科

大学院では、1、2年次に履修した共通科目の理解度を確認するために、2年次後期にコースワーク到達試験を実施している。また、1年次から指導教員の元で実施している研究活動を客観的に評価するために、2ないし3年次に中間発表（公開）を行う。この中間発表の目的は、研究デザインや研究内容、研究の進行状況等、学位論文作成過程に関する研究科としての確認と助言を行うことである。中間発表は、年4回開催し、学生が自身の進捗に合わせ申し込みを行う。また、最低1回は必ず行わなければならないが、複数回実施することも可能であり、研究のブラッシュアップの場として活用されている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<1>歯学部

歯学部では、2012（平成24）年度に教育カリキュラムの改革に取り組む専門部署として総合教育部を設置して専任教職員を配属し、2013（平成25）年度から改定したカリキュラムによる教育を開始している。そして、学長、副学長、学部長、研究科長、教学部長、総合教育部教職員等から構成される教育委員会、学年主任及び主要な教育組織の主任教員と職員から構成される学務委員会を設置し、それぞれ毎月1回委員会を開催し、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性についても検証を行っている（資料4-8～10）。さらに、2013（平成25）年度から総合教育部に教学IR室を設置し、教学IR室に集積される資料に基づいて現状を分析し、歯学部教授会、学務委員会、教育委員会及びその関連部会との連携を図りながら、定期的な検証を繰り返し実施している。

2018（平成 30）年度は特に、追加履修のあり方に関する議論がなされ、次年度より大幅な変更がなされることとなった。具体的には、各モジュールにおいて、これまでモジュール試験において不合格となった学生に対し、追加モジュール試験、最終モジュール試験と 2 回の再試験の機会を設けてきたが、試験の繰り返しで類似した問題が出題され、受験生も試験慣れして何とか合格基準点に達するものの、実質的な学力向上に寄与していないのではないか、という問題が提起された。そこでモジュール責任者とユニット責任者を務める教員に対しアンケート調査を実施したところ、追加モジュール試験は廃止すべきと考える教員が 4 分の 3 以上に達した。そこで、次年度より追加モジュール試験を廃止し、その代わりにモジュール試験後に全学生を対象としたフィードバック講義を行うこと、またモジュール評価不合格者に対しては追加履修に代わって最終モジュール試験までのフォローアップ学習を行うことが計画された（資料 4-8～10）。

1 年次のモジュールとして設けている外国語は、これまで同じ時間に、日本人学生に対しては英語、留学生に対しては日本語の授業を実施していた。しかしながら、留学生の日本語能力が 5 年次からの臨床実習までに十分上達していないこと、日本人学生と留学生の交流が十分でないことが問題視されたことから、外国語のモジュールでは全員が英語を学修し、異文化交流を兼ねた英語学習を通じて日本人と留学生のさらなる交流を促すとともに、留学生に対しては別途土曜日に日本語の講義を行い、日本語能力向上の強化をはかることとした（資料 4-8～10）。

1 年次と 2 年次の進級判定基準についても見直しを行い、次年度より変更することとされた。これまで全てのモジュールにおける GP から GPA を計算し、進級判定基準としていたが、モジュールによっては GPA 評価における点数化になじまない科目のあることが問題視されたため、それらの科目を除外して過去の成績を分析して検討を行ったところ、GPA が過大評価される危険性のあることが判明した。そこで、次年度より GPA 評価に適さない科目については GPA 不算入モジュールとすることに変更された（資料 4-8～10）。

全国の歯科大学、大学歯学部で導入が検討されているステューデントデンティスト認定制度に早期から適応するため、学内に担当者を配置するとともに、FD・SD を開催して構員に周知を図った。さらに、次年度からの卒業判定基準に、臨床実習終了時臨床能力試験の一斉技能試験と臨床実地試験の判定を含めることについても決定した（資料 4-8～10）。

ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーに定める「国際性」に関する教育強化の一環として、短期留学海外研修プログラムを立案、実施した（資料 4-10、4-21）。具体的には、1～4 年生の学生 16 名が、2019（平成 31）年 3 月 9 日～3 月 23 日に香港大学で研修を行った。

2018（平成 30）年度の進級判定基準について、教育委員会、学務委員会および教授会で見直しを行い、次年度の進級判定基準の適切性について審議した（資料 4-8～10）。

＜2＞歯学研究科

大学院では、教育課程の編成・実施方針の適切性については、まず大学院教育に関する事項を企画調査、審議する大学院教育委員会において点検を行っている。大学院教育

委員会で実施した調査および審議された内容は、その結果について毎月開催される大学院運営委員会において報告して審議され、さらに大学院教授会において報告及び審議を行うことにより定期的な検証を実施している（資料 4-18～20）。検証に際しては、学生からの授業評価アンケートの集計結果や、大学院教育に関連する社会情勢についても考慮している。

（2）長所・特色

< 1 > 歯学部

歯学部では、他大学に類を見ない 5 stage 制を導入し、短期集中型の教育課程を編成している。また、歯科医師を養成する上で必要な教育科目を体系的な 4 系統のコースに分類し、学修の順位性を考慮して積み重ねることで効率的・効果的に学修が進むように配慮している点は、先駆的かつ独自性のある本学の特色である。授業計画をシラバス上に記載し、成績評価基準とともに学生ポータルサイトから確認できる点、授業が全て録画され e-learning ができる環境が整えられている点も、学生による主体的学修を支援する仕組みとして有効と考えられる。アクティビティ評価、ユニット試験及びモジュール試験といった多面的な成績評価も先駆的かつ独自性があるものと評価できる。

< 2 > 歯学研究科

大学院では、研究評価者制度を設け、学生の学修進捗状況を 1 年次から客観的に監督することとなっており、学生の教育が円滑に進められるように配慮されている点は先駆的かつ独自性があるものと評価できる。また、2～3 年生に求められている中間発表も、特に学位論文作成に向けての研究の進捗状況の把握と、研究計画等を含めた内容の評価を行う上で、指導教員のみでなく、多くの教員の目による評価がなされるという点で優れた仕組みであると考えられる。

（3）問題点

< 1 > 歯学部

歯学部では、学生による能動的な学修を支援する環境が整備されつつあるものの、その効果の検証が十分であるとはいえない。引き続き教学 IR 機能を強化して、PDCA サイクルの検討が必要と考える。また、学年間の留年率のばらつきについては、2017（平成 29）年 10 月 16 日～17 日の大学基準協会による認証評価の実地調査でも指摘されている。次年度は、特に初年次における進級判定基準の見直しを行う予定とし、次年度以降も検証を継続することにより、ばらつきを減らすとともに留年率全体の減少に向けた分析や解決策の検討が求められる。

< 2 > 歯学研究科

大学院では、2017（平成 29）年度から歯学専攻の一専攻となり、1 年生から新たなカリキュラムの下で大学院教育が開始された。次年度は特に、改組して 4 年目にあたるため、その教育成果の検証と改善のための分析に取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

< 1 > 歯学部

歯学部では、授与する学位に対する授与方針を定め、公表している。授与する学位に対する教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。教育課程の編成・実施方針に基づき、歯科医師を養成する上で必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うために、学生ポータルサイト等を活用したシラバス等を含むシステムの確立や、授業を録画した e-learning システムの構築も進んでいる。成績評価においては、アクティビティ評価、ユニット試験及びモジュール試験による多面的評価を行い、単位認定や学位授与においても、態度・知識・技能の観点から適切な評価を行っている。学位授与方針に明示した学生の学修成果は、各学期末試験、各年度末の総合試験（1～3年次）、共用試験（4年次）、臨床座学試験（5年次）、到達度試験及び最終試験（6年次）等により適切に把握及び評価している。教育課程及びその内容、方法の適切性については、教育委員会、学務委員会及び教授会において、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。しかしながら、PDCA サイクルを回すための教学 IR 機能は未だ不十分であり、機能強化が今後の課題である。

< 2 > 歯学研究科

大学院歯学研究科においても、授与する学位に対する授与方針、学位に対する教育課程の編成・実施方針を定めて公表している。教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。学生の学修を活性化し、効果的な教育を行うために、研究評価者制度を設け、コースワークとリサーチワークの進捗状況の把握を客観的に行っている。また、2～3年次に中間発表を行い、リサーチワークの進捗状況を全教員で把握し、必要な助言を行い、リサーチワークが円滑に進むように支援する環境を整えている。成績評価においては、筆記試験、口頭試験及び研究報告等による多面的評価を行い、学位授与においても、指導教員を含まない学位審査委員会及び全教授による教授会における学位最終審査による客観的かつ適切な評価を行っている。学位授与方針に明示した学生の学修成果は、コースワークにおいては2年次後期に実施するコースワーク到達試験、学位授与に対しては学位審査委員会における学位予備審査と大学院教授会における学位最終審査で適切に把握及び評価を行っている。教育課程及びその内容、方法の適切性については、教育委員会、大学院運営委員会及び大学院教授会において、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。しかしながら、歯学専攻の一専攻への改組が行われて間もないことから、今後新カリキュラムに対する教育成果の検証と改善のための継続的な分析が必要である。

(5) 根拠資料

- 4-1 神奈川歯科大学歯学部歯学科ホームページ
- 4-2 神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE
- 4-3 神奈川歯科大学入学試験要項

- 4-4 大学院歯学研究科ホームページ
- 4-5 神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE
- 4-6 神奈川歯科大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項
- 4-7 神奈川歯科大学教育課程概念図
- 4-8 神奈川歯科大学教育委員会議事録（平成 30 年度）
- 4-9 神奈川歯科大学学務委員会記録（平成 30 年度）
- 4-10 神奈川歯科大学教授会議事録（平成 30 年度）
- 4-11 臨床実習 I・II カリキュラム FD ワークショップ配布資料
- 4-12 学生ポータル
- 4-13 KDU-LMS 授業評価アンケート
- 4-14 神奈川歯科大学大学院共通講義シラバス
- 4-15 神奈川歯科大学大学院教育委員会議事録（平成 30 年度）
- 4-16 神奈川歯科大学大学院運営委員会記録（平成 30 年度）
- 4-17 神奈川歯科大学大学院教授会議事録（平成 30 年度）
- 4-18 神奈川歯科大学学則
- 4-19 2018（平成 30）年度 履修 Q&A
- 4-20 大学院・歯学部・横浜クリニック合同 FD & SD 予定表
- 4-21 2018 年度 国際交流室活動報告書

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

<1>歯学部

歯学部では学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を定め、本学の建学の精神、教育理念とともに、歯学部ホームページ（資料5-1）及び入学試験要項等において広く社会へと公表している。（資料5-2）

<2>歯学研究科

大学院歯学研究科においても学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を定め、本学の建学の精神、教育理念とともに、大学院ホームページ（資料5-3）及び学生募集要項を通じて広く社会へと公表している（資料5-4）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<1>歯学部

歯学部の2018（平成30）年度入学試験は、推薦、卒業生子女、帰国子女、外国人留学生、一般、AO入試、及び外国人特別入試の7種別で募集定員110名（入学定員120名）にて実施している。試験形式は課題文を提示しそれに対して自己の意見を記載させる小論文と、面接試験を全種別共通の必須項目とし、受験生の歯科医学への学修意欲や態度、本学のアドミッションポリシーの理解度などを評価している。さらに、全ての入試種別において、本学で学修する上で必要な基礎的知識が修得されているかを確認するための学力試験を実施している他、推薦入試やAO入試等においては歯科医師としての適性を判断するための適正検査も加えて実施している。

学生募集や入学者選抜に関する制度や運営体制の整備については、全体的な計画立案や制度設計を入試戦略委員会が、実際的な運営を入試委員会が担う体制となっており、適切な体制を整備している。

入学者選抜の公平性を担保するため、それぞれの試験の成績は教学部で事務的に集計され、集計済みの成績表に基づいてまず入試委員会において合否判定の審議を行い、さらにその結果を教授会に上程して審議し、最終的に学長の承認を得て決定することにより、公正な選抜を実施している。

<2>歯学研究科

入学者の選抜は、ホームページ及び募集要項に明示された学生受け入れ方針（アドミッションポリシー）に基づいて実施している。選抜については、第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期募集の合計3回の入学試験を設け、大学院入試委員会（資料5-5）及び大学院運営委員会の委員が、筆記試験と面接試験により客観性を以て公正かつ適切に実施している。アドミッションポリシーに定める内容について、単に知識の有無を問うのみではなく、課題解決能力を評価できるよう心掛けるとともに、面接試験により受験生の意欲や忍耐力、自己表現力等の人間性も重視した公正な選抜を実施している（資料5-6）。

2018（平成30）年度における学生募集人数は、歯学専攻（博士課程）18名である。学

生募集の案内は、大学院事務担当専任職員が支援し、入学試験概要や研究活動を記録したビデオ、本科生を対象にした授業料減免制度（全額免除者対象の特待生試験）を紹介したホームページ、ポスター等による広報活動と、募集要項やパンフレットの配布により行われている。さらに研修医を主な対象とした説明会を年に3回（9月、12月、1月）開催し、上記に加え学位修得までの過程やコースについての説明後、講座・分野の研究活動等を担当者が紹介して周知をはかっている。教育体系については、臨床系、基礎系、社会歯科系、コメディカルを担当する4名の大学院教員を入学アドバイザーとして配置し、コースや講座の選択、履修方法などをアドバイスしている。さらに地域社会のニーズに応え、現在歯学に携わっている各方面の社会人の再教育や歯学の進歩と社会福祉の向上に資するため、2000（平成12）年度より、大学設置基準第14条に定める教育方法の特例に基づき、大学院生として社会人も広く受け入れることとしている。2012（平成24）年度より社会人大学院生に対して、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（4年）を超えて計画的に教育課程を履修できる長期履修も制度化し、運用されている（資料5-7）。これら一般及び社会人選抜の志願者について、大学院運営委員会において資格審査を実施し、歯学部以外の学士取得者などの理由により、必要な場合には入学試験前に資格認定試験を実施している。

選抜は調査書の審査、入試委員が選択した歯学系・自然科学系の関連英文（論文、新聞記事）等を用いた学力審査（英文翻訳・記述試験、同内容に関する口頭試験）と、将来の専攻関連科目の学力試験を2名以上の大学院指導教員により実施し、客観的に採点している。さらに3名の大学院指導教員による面接試験を加え、これらの結果を総合して客観的に選抜している。さらに特待生選抜制度を設け、上記一般選抜の学力審査試験に加え、特待生選抜試験を行って一般選抜との差別化を図り、優秀な人材の確保を目指している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1>歯学部

歯学部の入学定員は、過去2回に渡る文部科学省の定員削減指導を遵守し、入学定員120名を超えない範囲で募集を行っている。入試種別ごとの募集人数については、入学定員枠の範囲内で年度ごとに若干の修正を加え、適正化をはかっている。入試種別としては、AO入試、推薦は公募推薦と指定校推薦の2種類で実施している。留学生に関しては、一般入試で若干名、留学生特別入試として20名の募集をしている。さらに帰国子女、卒業生子女に関しても、それぞれ若干名の募集を行った。一般入試としては、3期に分けて募集を実施している。2014（平成26）、2015（平成27）年度の入学生数はそれぞれ113名と101名であり、2016（平成28）年度も募集定員を充足し、2017（平成29）は117名、2018（平成30）は116名の新入生を受け入れている。本学の収容定員は720名（各学年あたり120名）であるのに対し、2018（平成30）年度5月1日付の学生総数は704名であり、収容定員に基づいて管理している（資料5-8）。

<2>歯学研究科

学生収容定員72名（1学年18名）に対し、2011（平成23）年度までは大学院収容定

員に対する在学生の充足率が 0.88 と、1.0 を下回っていたが、2012（平成 24）年度より大幅に入学者が増加し、充足率を満たしている。2018（平成 30）年度は 19 名の入学者があり、在学生 82 名で収容定員に対する在学生比率は 1.13 となり、収容定員の充足は達成されている（資料 5-9）。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

< 1 > 歯学部

入学者選抜は、学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を鑑み、入試選抜方法ごとに入試委員会にて審議され、その結果を踏まえ、教授会の議を経て決定している。入学試験は、面接と小論文の読解を必須の項目とし、受験生の歯科医学への意欲や態度、本学のアドミッションポリシーの理解度などを中心とした選抜が実施されており、適切な選抜が行われている（資料 5-2）。受け入れの適切性については、総合教育部が中心となり、入学者の入学後の成績や学修状況などを検証し、適切に入学者が選抜されたかを検討の上、次年度の選抜制度や方法の改善に向けた検証を行っている。

その結果、入学者数に関しては 2013（平成 25）年度以前の数年間にわたり定員割れの状況をきたしたもの、2014（平成 26）年度以降は募集人数を充足している。2018（平成 30）年度は 116 名の新入生を受け入れ充足率は 0.97 となっている。収容定員数に関しては、数年間の入学者の定員割れの影響により収容定員数の 0.98 となっているが、2014（平成 26）年度以降著明な改善を示している。

今後は医学・歯学の提言指針である 1.0 を超えない範囲で、隨時入学者数を管理していく必要がある（資料 5-8）。

< 2 > 歯学研究科

入学者の選抜はホームページ（資料 5-3）及び募集要項（資料 5-2）に明示された学生受け入れ方針（アドミッションポリシー）に基づき実施している。その選抜については、大学院入試委員会が第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期の合計 3 回の入試について、客観性を以て公正かつ適切に実施されていることを確認し、実施報告を大学院運営委員会に上程して検証した上で、最終的に大学院教授会で確認することにより検証している。

2013（平成 25）年度の入学者数は、定員数の 0.78 と低迷していたものの、2014（平成 26）年度以降は 2016（平成 28）年度まで入学定員数を満たしており、加えて 2015（平成 27）年度からは、入学定員数および収容定員数は概ね適切に遵守されている（資料 5-9）。2017（平成 29）年度には、歯科基礎系と歯科臨床系の 2 コース制から歯学研究科・歯学専攻（博士課程）1 コースへと大きな改定を実施し、2018（平成 30）年度は本科生 11 名、社会人大学院生 8 名の計 19 名が入学し、収容定員数は概ね遵守・管理されており、改善に向けての取り組みの効果を認めている（資料 5-9）。

（2）長所・特色

< 1 > 歯学部

本学への進学志望者数と入学試験の受験者は、歯学部人気の回復や、広報活動の成果、経営状態の健全化など様々な要因からの影響を受け、増加傾向を示している。オープンキャンパス（OC）への参加組数をみても、2013（平成25）年度126組であった参加組数が、2018（平成30）年度は153組と年々増加している。参加者へのアンケート調査の結果からは、受験生が大学の情報を得る手段や、どのような入試種別による受験を希望しているか、また大学を選択する際の基準など、様々な情報が得られており、学生受け入れの際の有効な情報源ともなっている（資料5-10）。今後の志望者数増加の方策として、東京・神奈川を中心とした関東一円への広報活動に加え、歯学部不在の地方における広報活動の強化、ホームページの充実等により、志願者のさらなる増加をはかる必要がある。志願者の増加により、より高い選抜機能を発揮できるようしていくことが重要である。

また、本学では毎年20名を目安として留学生を受け入れている点を特色としており、海外でも大学説明会を実施するなどして優秀な留学生の受け入れに努力している。

<2>歯学研究科

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例に基づき、2013（平成25）年度から大学院歯学研究科において、初年次には平日の夜間に共通講義を実施し、より社会人大学院生が受講しやすい環境整備を進めた。さらに、大学院講義専用のICT講義室を設置し、横須賀にある大学キャンパスで行われている講義を、附属横浜クリニック・研修センターでも質疑応答を含めリアルタイムで受講可能なシステムを構築するなどして、学生の利便性を高めることで志願者数の増加に努めている。また、すべての講義はデジタル録画され、隨時視聴可能であり、後日の振り返り学習も容易に行えるよう配慮している。このように、全ての学生が受講しやすい環境を目指して整備を進め、大学院生にとって単位を修得しやすい環境が整備された。このことは入学者増加の一因にもなっているものと考えられ、今後も施設設備の充実を進めていく。

（3）問題点

<1>歯学部

本学では暫く収容定員未充足の状況が継続していたことから、定員数を充足することが非常に大きな問題となっていた。現在、収容定員数をほぼ充足できるまでの改善を果たしていることから、今後定員数を充足することは当然のことながら、入学時に学力や将来の医療人としてのより良い資質を担保し、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜における益々の質保証の向上をはかることが重要である。比較的早期（低学年時）における退学者を生じていることも問題点としてあげられるが、その理由として、アンマッチの学生に対して早期の進路変更指導を実施していることにも由来するが、その根底としてアンマッチの学生が入学していることを反映するものである。したがって、今後入学者選抜機能のさらなる向上をはかり、アンマッチの学生の入学を可及的に防止しながら、早期に収容定員を充足することが重要である。また、本学が積極的に推進しているグローバル化の主体である留学生の受け入れについても、留学生は日本の歯科医師免許の取得を目指すことから、学習環境のより一層の整

備を進め、優れた留学生確保を進める必要がある。

< 2 > 歯学研究科

2011（平成23）年度及び2012（平成24）年度に改善した入学定員比率が2013（平成25）年度では0.78となり、2014（平成26）年度以降は、収容定員比率ともども1.0前後で安定している。その一方で、これまで入学者の専攻科は歯科臨床系が過半数を占め、歯科基礎系は2013（平成25）年度以降数名前後にとどまる点が問題であった。学生に対する教員数は充足しており、学生指導に関しての支障は生じてない。

また、2011（平成23）年度から開始した3つの教育コースについては、高度診療協力専門職養成コースの入学者が2013（平成25）年度は0名、2014（平成26）、2015（平成27）年度は2名、2016（平成28）年度は1名と偏りが大きい。さらに、2011（平成23）年度、2014（平成26）年度では社会人選抜の入学者数が一般選抜の入学者数を上回っており、若手の歯学研究者と教員を養成する役割を担う大学院研究科としては、人材育成に領域の偏りを生じないよう努めるべきである。これらの理由から、2017（平成29）年度より、これまでの歯科基礎系専攻と歯科臨床系専攻の学生募集を停止し、横須賀本校と横浜クリニック・研修センターとの2校地化を含めて歯科基礎系と歯科臨床系を一本化し、歯学研究科・歯学専攻（博士課程）一専攻へと全面的な改組を行った結果、1年次在学生は17名（0.94）となった。2018（平成30）年度は1.05となったため、収容定員を遵守しながら次年度以降も受験生にとって魅力のある大学院となるよう努力を続けるべきである。

（4）全体のまとめ

< 1 > 歯学部

本学の定めるアドミッションポリシーに基づいた学生募集は、志願者数の増加によりある程度の選抜機能を有する多様な試験により実施されており、入学試験における選抜基準は知識を中心とした学力評価が中心となっている。一般入試や大学入試センター試験利用入試に関してその傾向は強く、AO入試に関しては学生の意欲や態度、適性を重視した評価を行っている。一般入試とセンター試験利用入試における学力評価は、限られた特定科目に関する知識評価となっており、高校における学習内容が異なる中、各受験生に対しそれぞれ異なる特定の科目で評価している。したがって、今後の入学試験の選抜基準としては、現在のように特定の限られた科目の学力に基準を置いた評価から、より広範な能力、すなわち問題解決能力を評価できるような、応用力、課題解決能力等を評価できる選抜基準へと移行していくことが望まれる。

< 2 > 歯学研究科

2018（平成30）年5月1日現在、大学院歯学研究科の収容定員比率は1.11で、全体の充足率を満たしている。学年別の定員比率は4年生1.33、3年生1.05、2年生0.94、1年生1.11と（資料5-11）、若干のばらつきを有している。この原因是、年度毎の社会人選抜による入学者数が大きく変動していたことに由来しており、現在社会人大学院生が全学生に占める割合は41.25%となっている。したがって、今後大学院を修了し、博士号を取得した高い学識を有する歯科医師が、広く地域社会においてエビデンスに基づいた歯科医療を提供し、併せて社会貢献のできる歯科医師として活躍することが期待さ

れる。一方、大学院修了後に教員として大学に在籍し、歯科医学に関する研究を継続する、あるいは教育者として活躍できる学生の比率を増加することが望まれる。今後、将来の教員・研究者として期待が大きい一般選抜（本科）大学院志願者を増加するため、大学院修了後のキャリアパスをより明示できるようにすることも重要であるものと考えられる。また、海外や本学歯学部の留学生からもより積極的に志願者を募り、広く門戸を開き、グローバルな視野を持つ歯科医師を育成することも必要である。

（5）根拠資料

- 5-1 歯学部ホームページ <http://www.kdu.ac.jp/dental/outline/ideal/>
- 5-2 平成30年度神奈川歯科大学入学試験要項
- 5-3 大学院ホームページ（理念・精神）<http://www.graduate.kdu.ac.jp/ideal/>
- 5-4 平成30年度大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項
- 5-5 神奈川歯科大学大学院入試委員会規程
- 5-6 大学院入試面接評価シート
- 5-7 大学院ホームページ（大学院概要）<http://www.graduate.kdu.ac.jp/about/>
- 5-8 歯学部入学者数の推移
- 5-9 歯学研究科入学者数の推移
- 5-10 オープンキャンパス、進学相談会への参加人数の推移
- 5-11 歯学研究科学年別定員比率

第6章 教員・教員組織

（1）現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

神奈川歯科大学として求める教員像および教員組織の編制方針として、歯学部および大学院歯学研究科の教育理念・目的を十分に理解し、教養系・基礎系教員においては教育・研究に、臨床系教員においては加えて診療に対して真摯に取組める人材を求め、その上で、学生と患者への豊かな愛情を持ち、教育・研究・臨床における真理の探究に意欲的であり、教職員組織において他者を尊敬し合い、組織の発展に貢献できる人材を求める教員像と示している。また、円滑な運営のために、大学院歯学研究科は大講座を設置し、構成するために適正な人数の教員を配置し、歯学部は教育カリキュラムの編制や学生支援体制の構築、全体のマネージメントをするための組織を設置し、適正な人数の教員を配置し、診療科では地域医療を支える第三次医療機関として必要とされる診療科を設置し、適正な人数の教員を配置し、教員組織の編制にあたっている。

< 1 >歯学部

本学では教員組織の編成については、建学の精神、教育理念、アドミッションポリシーに示されている人材を育成可能な教員像を各種任用規程で定め、歯学部及び歯学研究科に教員を配置している。また、本学教員の大部分は、大学院と歯学部教員を併任しているが、大学院教育及び歯学部教育は一体的に運用されており、それぞれの教育理念の実現のために設置基準上の教員数の確保に継続的に努めている。

教員組織の編成方針は学長の専権事項であり、2015（平成27）年度より学校教育法の改正に伴い、歯学部教授会規程（資料6-1）及び大学院教授会規程（資料6-2）を改正し、教授会の役割を明確化するとともに学長の最終的決定権が担保されるように配慮した。よって、学長は建学の精神の実現を基本として、各種委員会や教授会の意見を参考に理事会の議を経て教員組織の編成を行っている。

歯学部における教員採用は、歯学部教員、附属病院あるいは附属横浜クリニック・横浜研修センター診療科教員となっており、それぞれの役割に応じ教員像を定め歯学部教育を担っており、大学設置基準で必要とされる教員数以上を確保している（大学基礎データ表2）。教員採用は大学設置基準に従い、本学の理念を踏まえた専門領域における能力、資質等を踏まえて選考基準として定めている（資料6-4～6）。この選考基準は学内専用インテリジェントキャンパスの規程集に収載され常時公開されており、人材募集時等の必要に応じて大学ホームページ上にも公開することとされている。教員採用は、理事長の諮問機関で学長を委員長とする将来構想委員会において審議し、教員定数表に基づき必要に応じて採用を行っている（資料6-7）。また教員採用は必要に応じ、全国公募により広く採用することも行っている。

< 2 >歯学研究科

大学院歯学研究科においても、必要な人材の採用については求める教員像および教員組織の編成方針に基づいて実施され、大学院教員任用規程において具体的な教員像を定めている（資料 6-8）。本学では、教員の大多数は大学院教員として大学院講座に所属しており、大学院教員の選考基準は学内専用 HP の規程集に収載され公開されている。教員採用においては必要に応じ、全国公募により広く採用することも行っている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

< 1 >歯学部

歯学部では、学生収容定員 720 名に対応できる教育課程を適切に実行するために、設置基準上の教員数を確保している（大学基礎データ表 2）。学長は学校教育法第 92 条に「校務をつかさどり、所属職員を統督する」とあり、歯学部では学則第 47 条に明文化して教職員を統括し学務の責任を担っている（資料 6-9）。また、学長の補佐体制は学長の指名により 2 名ないし 3 名の副学長が配置され、校務を分掌している（資料 6-10）。さらに、歯学研究科長、病院長、附属横浜クリニック・横浜研修センター長の指名も学長が行い、大学のガバナンス体制が継続して構築されている（資料 6-11）。学長の任期は 3 年で、学長選考規程により選考委員会で選出された候補者の中から、最も相応しい人物を理事会で決定している（資料 6-12）。学長は法人理事会の 1 号理事となることから、最高意思決定機関である理事会の議を経て、大学の意思決定を行い学務の執行を担っている。

歯学部には、教授会が設置されており、神奈川歯科大学歯学部教授会規程（資料 6-1）により毎月の定例会議と必要に応じて臨時の会議が招集されている。教授会の議長は学長が担当し、総合教育部等からの提案や報告も反映し、歯学部教育施策などの全般について審議している。また歯学部には総合教育部が配置され、歯科医学教育開発の中核をなし、教育委員会との連携を図りながら教育の改革・改善を行い、実務を担う総合教育部長と総括的責任者の学長の下で教育の質保証を継続して推進している。総合教育部規程（資料 6-13）第 3 条に、歯学教育施策の立案に関する責任を担う機関であることを明文化している。歯学部には、専任の教養系教員 9 名と臨床系教員 11 名が所属し、そのうち総合教育部には、大学院を兼務する教員 4 名（教授 1 名、准教授 2 名、講師 1 名）と歯学部専任教員 6 名が所属し、業務を分掌している。

そのため、歯学部の臨床実習前及び臨床教育において、歯学部専任教員（歯学部教員・診療科教員）と、大学院と歯学部を併任する教員が、総合教育部が体系化した教育課程に沿って適切に配置されたモジュール（科目）を担当し、講座制を超えた横断的な教育の体系化を実施・実現している。また歯学部における教員組織の適切性は、教学 IR 室による現状分析を総合教育部ならびに教育委員会において検討し、学務委員会で確認の上、教授会の意見を加味し、次年度のシラバスや担当者の決定に反映することで改善に繋げている。

教員の年齢構成については、准教授の平均年齢が教授より高いものの、概ね各職階における平均年齢は適正なものと考えられる。男女比については、教授、准教授に女

性が少ないことから、今後女性教員の採用を増やしていく必要がある（資料 6-14）。

< 2 > 歯学研究科

大学院歯学研究科では、総定員 72 名に対応できる教育研究課程を適切に実行するため、大学院歯学研究科学則（資料 6-15）第 32 条に学長による学位授与に関する事項、第 47 条 2 項に会務の統括について規定している。また歯学研究科においては、2010（平成 22）年度から研究科委員会を大学院教授会とし、審議機関としての充実化がはかられた。大学院教授会は、ほぼ毎月定例教授会を開催するとともに、学位審査のための教授会が年 4 回開催されている。大学院教授会は、学長に指名された研究科長が議事を運営し、学長の指示の基に実務の運営を担っている。研究科長は、必要に応じて副研究科長を指名することが可能であり、2018 年度は 3 名が任用され実務を分掌している。

歯学研究科は従来歯科基礎系、歯科臨床系の 2 専攻であったが、教員組織として以下の大講座が設置されるとともに、歯学専攻の 1 専攻へと改組された。

口腔科学講座、災害医療社会歯科学講座、歯学教育学講座、口腔統合医療学講座、顎顔面病態診断治療学講座、全身管理医歯学講座、高度先進口腔医学講座

以上の大講座への再編制は、2015（平成 27）年 10 月より辞令を交付して実施に移している。2015（平成 27）年 9 月までは、歯科基礎系専攻に設置基準上の教員数 36 名の確保ができていなかったが、当時の歯科基礎系専攻は定員割れを生じており、実質的な問題を生じることはなかったものの、個々の学生に指導計画が作成され、教育上の支障が出ない様注意深い対応が行われた。しかしながら、1 専攻への改組により、それまで問題があった教員数不均衡の問題は解消されている。

大学院教育は、各講座における専門領域の教育を行う一方、課程制大学院の充実に取り組んでおり、共通講義の充実、研究評価者の選定、中間発表の強化、公聴会の実施などのために、大学院教育委員会が中心となり、教育のマネジメントを行っている。また、講座では専門領域教育だけでなく、大講座制の利点を生かした分野横断型教育の展開を継続して進めている。これら教育課程に必要な大学院教員は、設置基準上の教員数を満たしている。

教員の年齢構成については、歯学研究科でも准教授が教授より平均年齢が高いが、概ね各職階における平均年齢は適正と考えられる。男女比については、教授、准教授に女性教員がいないことから、今後採用を増やしていく必要がある（資料 6-14）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

< 1 > 歯学部

歯学部教員、及び診療科教員の募集、採用、昇格については、歯学部教員任用規程（資料 6-16）、歯学部教員任用基準細則（資料 6-17）、及び診療科教員任用規程（資料 6-18）、診療科教員任用基準細則（資料 6-19）に基づき進めている。

教員は、基本的に大学院教員として採用することを原則としているが、歯学部教授の採用あるいは昇任には、学長あるいは副学長、総合教育部長、教学部長の推薦を必

要としているが、教授以外の歯学部教員においては提出可能であればそれ以外の専門領域教授からの推薦書も提出できることとし、必ずしも推薦書を必要としないことで広く人材募集ができるよう配慮されている。教授、准教授の採用及び昇格には、通常5名の選考委員が歯学部あるいは大学院教授会構成員から学長の指名を受けて選考委員会を組織し、審査を行っている。選考委員会は審査の結果を教授会で報告し、学長は審査委員会の審査結果と教授会からの意見を踏まえ、審査の結果を理事会で報告し、理事会において採用・昇格の可否を最終決定している。

診療科教員は附属医療施設における診療を中心とし、教育面では参加型臨床実習や研修医教育の充実において必要な人材である。診療科教員、診療科准教授の採用及び昇格に際しては、通常5名の選考委員が歯学部臨床系教授連絡会構成員から学長より指名を受けて選考委員会を組織し、審査を行う。選考委員会は審査の結果を臨床系教授連絡会で報告し、臨床系教授連絡会構成員からの意見を踏まえて、学長より理事会に報告し、理事会にて採用・昇格の可否を最終決定している。

教員の審査に際しては、人物像（面談あるいは推薦書）、教育歴、研究業績、社会における活動、さらに教育・研究に関する考え方等を総合的に勘案し選考している。また、診療科教員に関しては、診療歴、専門医の取得状況、診療への姿勢も審査の対象としている。

<2>歯学研究科

大学院教員の募集、採用、昇格については、大学院教員任用規程（資料6-20）、及び大学院教員任用基準細則（資料6-21）に基づいて行われている。大学院教授の募集・採用・昇格については、全国公募もしくは推薦により候補者を募り、大学院教授会構成員の中から通常5名の委員を選出して選考委員会を組織し、書類審査及びプレゼンテーション等を実施して審査している。教授候補者のプレゼンテーションは、選考委員をはじめ学内の教職員、理事等が誰でも出席できるよう公開されている。選考委員会は、選考書類やプレゼンテーションの内容等に基づく審査を実施し、審査結果について大学院教授会に報告し、大学院教授会の意見を踏まえて学長は理事会へと報告し、理事会の議を経て任用が決定される。大学院准教授も同様の手続きを経て決定されることとしている。講師及び助教については、通常講座長の推薦を受けて教員任用・再任審査委員会で各種業績、抱負等に関する審査を行い、その結果について学長から理事会に報告し、理事会の議を経て採用の可否を決定している。これらの任用についても、将来構想委員会で講座に必要な人員数や講座間のバランスを審議した上で、適正な人員を配置できるよう努力している。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

<1>歯学部

本学では、教員の資質向上は教育の質保証を実現するための重要事項と位置づけ、大学設置基準及び大学院設置基準に従い、歯学部と歯学研究科のそれぞれに、FD委員会（資料6-22, 23）を設置し、各部署の目的に合わせて組織的かつ多面的な活動を実施している。また、2つのFD委員会は相互の連携をはかるため、一部の委員は兼務す

るとともに必要に応じて合同で打ち合わせを行うようしている。

歯学部におけるFDの主たる目的は、教育の質向上を目指した教員のスキルアップであり、授業改善などを目的とする内容が中心となっているが、それ以外にも、国際認証評価に関する最新の情報を学ぶ講演会、教学IRに関する講演会なども開催している（資料6-24）。これらのFD活動については、参加者へのアンケート調査を実施して活動の評価を行い、FDのさらなる活性化と充実に努めている。

さらに、教員の評価育成制度の施行に向けて、教育・研究・診療などの評価指標の適切性を検証するため2012（平成24）年度及び2013（平成25）年度にトライアルを実施し、本格施行に向けた検討を続けてきた（資料6-25）。2016（平成28）年度には新たな評価指標を作成してトライアルの準備を行い、教員の資質向上を図るために制度作りを本格化させている（資料6-26）。

<2>歯学研究科

歯学研究科におけるFD活動は、歯学部と共通する部分が多いものの、大学院教員の教育指導ならびに研究能力向上のため、大学院FD委員会においても教員の資質向上のためのFDワークショップおよび講演会を企画し、年度ごとに実施している。特に、研究倫理に関する講演会（資料6-27）、科学研究費の取得向上を目指す講演会、コンプライアンスの維持向上を目指す講演会などを開催している（資料6-28）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<1>歯学部

本学では大学におけるガバナンス体制の強化を推進するため、2015（平成27）年度の学校教育法改正前から学長の選考方法を改正し、学長主導のガバナンス体制について整備を進めてきた。そして、従来型の歯学部系講座を廃止し、大学院大講座の編制等に関する改革を学長主導で進め、教員・教員組織の充足化を進めている。

特に歯学部においては、教育課程における教員の配置を教育理念に基づき一元管理するために総合教育部が設立された。さらに2017（平成28）年度より、教学部教務担当部長と総合教育部長を一教授が兼務していたが、さらなる充実化をはかるためにそれぞれの担当として個別に教授を配置することにより、教育の企画立案機能と運営事務機能がより高まり、教員・教員組織の充足状況も良好になりつつある。

<2>歯学研究科

大学院では研究科委員会が最上位の審議機関であったが、課程制大学院制度の充実化をはかるため、2010（平成22）年度より大学院教授会を設置し、教育研究活動の活性化を進めてきた。大講座編成も2016（平成28）年度10月より完全実施され、講座長を役職者として配置することにより、講座運営を個々の教授から講座長に移し、分野横断的な教育を進める体制が構築されたことから、教員・教員組織の充足状況は非常に良好である。

（2）長所・特色

< 1 >歯学部

学長主導のもと、歯学部の教育理念の充実のために歯学部 FD 委員会、大学院の教育理念の充実のために大学院 FD 委員会を設置している。歯学部及び大学院における教育研究の充実化を図る上で、FD 活動の活性化は極めて重要であるが、2018（平成 30） 年度には 10 回の FD が開催されており、学ぶべき機会の充実化が進んでいる。また、参加したことにより教育力が身についたかどうかを判定するための試験も実施され、その結果については各教員にフィードバックして、さらなる向上を目指す努力を促している。

特に歯学部では、総合教育部の設置により組織的な教育の展開が飛躍的に推進された。この成果は、私立大学等改革総合支援事業（タイプ 1）に 2013（平成 25）年度以降、毎年採択されてきたことにも表れている（資料 6-29）。

< 2 >歯学研究科

大学院教授会の設置により課程制大学院制度の充実化が進んだこと、大講座制への移行、また歯学専攻 1 専攻への改組により基礎系教員と臨床系教員の融合が進んだことなどにより、大学院の魅力が向上し、大学院定員の充足状況が良好となり、質の高い学生の確保にも一定の効果を認めている（資料 6-30）。さらに、旧小講座間の垣根がなくなった事から、学生指導についても多面的な指導を推進する上で効果を認めている。

（3）問題点

< 1 >歯学部

本学では、従来の教育体制における講座が教育の責任を担う体制を廃止しており、他の歯学部の教育体制には類を見ないものであることから、ステークホルダー等学外からの理解が得られにくくなっている。このことから、学外への周知についてもさらに継続して一層の努力を払う必要がある。

教職員の学ぶべき機会は増加し、FD の内容がどの程度理解されたか等の測定について、試験も実施して評価を試みてはいるものの、未だ充分であることはいえないことから、改善をはかる必要がある。教員評価委員会による業績評価についても、賞与などに反映するような本格的な制度設計は未だ不十分な状態である。歯学部 FD 委員会と大学院 FD 委員会は、ミッションに異なる点があることから、当面は独立した組織として維持される予定であるが、対象者には重複する教職員が多く、授業改善や教育手法の改善等共通する内容も多い事から、共催して実施するなど事業計画を十分擦り合わせることで、効果的な開催を企画する必要があり、現在 FD 委員会の統一化に向けて運営を移行しつつある。

2013（平成 25）年度から実施した大幅なカリキュラム改革と、それに先立つ総合教育部の発足は、本学における歯学部教育の充実に効果を上げている。総合教育部における教育企画立案推進能力の向上は、今後実施されることが予測される分野別認証評価を満たす上においても非常に重要な要因になるものと思慮されることから、今後の分野別認証評価の実施も踏まえ、基準を充足できるよう歯学部教育のさらなる充実化

を継続していかなければならない。

＜2＞歯学研究科

大学院では、歯科基礎系専攻と歯科臨床系専攻を基礎と臨床を融合した歯学専攻1専攻に改組することで、教員組織の改変をはかり、教育・研究の充実化を目指している。改組に関しては2016（平成28）年度に申請して承認され、2017（平成29）年度に開設されているが、まだ教職員の理解が浅く、また大学院大講座も設置されてから間もないため、その機能的意義や役割が充分に理解されていない点があることから、今後より一層理解を深めるための継続した努力を払う必要がある。

（4）全体のまとめ

本学における教員・教員組織の充実と最適化をはかるため、教員像及び教員組織の編成方針が定められた。大学として求める教員像及び教員組織の編制方針が明確に定められることから、学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しつつ、教員の募集・採用・昇格を適切に進めるための方向性が明瞭となり、今後は方針に沿った運営を加速することが重要である。さらに、建学の精神を実現するため、歯学部ならびに大学院の教育理念を達成し、教員の資質向上をはかるために、歯学部FD委員会と大学院FD委員会を設置して教育スキルの向上を目指し、その効果については試験も実施してそれぞれの教員に対するフィードバックも行われているが、テーマの選定や効果判定等について、今後より一層の充実化をはかる必要がある。

近い将来、分野別認証評価が実施されることも踏まえ、基準を充足できるよう教員・教員組織についてもさらなる充実化に努めるとともに、本学の特徴である総合教育部に関しても継続的な充実化を図り、成熟した組織へと発展させる努力が必要である。

（5）根拠資料

- 6-1 神奈川歯科大学歯学部教授会規程
- 6-2 神奈川歯科大学大学院教授会規程
- 6-3 神奈川歯科大学教授選考規程
- 6-4 神奈川歯科大学教授選考細則
- 6-5 神奈川歯科大学准教授選考細則
- 6-6 神奈川歯科大学講師任用規程
- 6-7 学校法人神奈川歯科大学将来構想委員会規程
- 6-8 大学院教員任用規程（例規検索システム表示画面）
- 6-9 神奈川歯科大学歯学部学則
- 6-10 神奈川歯科大学副学長規則
- 6-11 神奈川歯科大学学部長等選考規程
- 6-12 神奈川歯科大学学長選考規程
- 6-13 神奈川歯科大学総合教育部規程
- 6-14 教員の職階別年齢構成、男女比一覧
- 6-15 神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則

- 6-16 神奈川歯科大学歯学部教員任用規程
- 6-17 神奈川歯科大学歯学部教員任用基準細則
- 6-18 神奈川歯科大学診療科教員任用規程
- 6-19 神奈川歯科大学診療科教員任用基準細則
- 6-20 神奈川歯科大学大学院教員任用規程
- 6-21 神奈川歯科大学大学院教員任用基準細則
- 6-22 神奈川歯科大学 FD 委員会規程
- 6-23 神奈川歯科大学大学院 FD 委員会規程
- 6-24 2018（平成 30）年度 FD 年間スケジュール
- 6-25 教員評価シート
- 6-26 神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教員評価・育成制度規程
- 6-27 研究倫理講習会資料
- 6-28 コンプライアンス研修資料
- 6-29 教育改革に関わる補助金の活用（既出 資料 2-16）
- 6-30 2010（平成 22）年度～2018（平成 29）年度大学院入学者数等の推移

第7章 学生支援

（1）現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

＜歯学部＞

本学では学生支援に関する明確な方針は定めていないが、本学の求める学生像（アドミッション・ポリシー）を理解した上で入学した学生に対し、教職員全体で学生支援を行っている。

歯学部アドミッションポリシー

1. 人の痛みや苦しみを理解できる豊かな人間性と思いやりのある人
2. 歯科医学・歯科医療に興味を持ち、それを十分に習得できる基礎学力のある人
3. 自ら新しい課題に意欲的に取り組み、真理追求に対し積極性のある人
4. 歯科医療を通して国民の健康維持・増進に貢献したい人

本学では、人間性や思いやりといった学生生活に係る内容と、歯科医師として必要な知識、すなわち学修に係る内容の、両側面から学生へのサポート体制を充実させることとしている。具体的な学生への学修及び生活に関する支援については、教職協働で取り組んでいる。その一環として、学部学生については各学年にクラス主任1名、担任5名の教員を配置し、定期的に学生との面談を実施し、学修の進捗状況と学生生活の状況について確認し、必要な助言を与え指導している。特に手厚い支援が必要と考えられる5年生と6年生に関しては、それぞれ主任・担任を20名程度配置し、臨床系教員と基礎系教員が協力して、学修と学生生活両面からサポートできる体制を構築している。

併せて個々の学生における問題については、教学部事務職員も窓口となり、必要に応じて学生サポート委員会（資料7-1）、学務委員会（資料7-2）、学生生活委員会（資料7-3）、留学生サポート委員会などを通じて対応し、さらに重要な案件に関しては教授会において報告して問題点の改善に努めている。一方、学生の心身的サポートに関しては、健康診断の実施や、健康管理室、オレンジルーム（学生相談室）（資料7-4）を開設し、学生の健康状況を管理する等、学生の精神的、身体的支援を実施している（資料7-5）。また、学生との面談には事務職員も同席し、面談内容については、KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）を用いて担当した教職員が記録として保存し、その後の指導等に活用している（資料7-6）。

＜歯学研究科＞

大学院歯学研究科アドミッションポリシー

建学の精神に共感し、探求心の高い学生を受け入れるため、入学試験は単に知識の有無を問うのみでなく、課題を解釈する能力の判定を重視した選抜を実施し、特に以下のような人材を求めている。

- 確固たる目的意識を持ち、課題探究心や学習意欲が旺盛で、自立心、責任感のある人材
- 21世紀の歯科医療の発展を担い、人類の健康・福祉に貢献することを自らの使命と考え、この実現を探究しようとする人材
- これまでの経験を活かし、さらに高度な研究者・専門職医療人を目指す意欲ある社会人
- 歯科口腔医学に興味を持ち、様々な医療現場で歯科口腔医学の応用を目指す医療従事者
- 災害医療歯科学の発展に積極的な意欲があり、大規模災害時に貢献する高い目的意識を持つ人材

大学院歯学研究科では、上記ポリシーを鑑み以下に示す学生支援を実施している。

入学後1年次にガイダンスを行い、大学院 Campus Guide を学生に配布し、カリキュラムと併せて学生生活全般に関する注意点について周知している（資料7-7）。ガイダンスにおいては大学院修了者を講師とするキャリアプランニングに関する講演も開催し、学生支援の一助としている。学修支援については、それぞれ全大学院生に対して年度毎の大学院指導計画書を作成している（資料7-8）。指導教員は、指導計画書に年度毎の指導内容と到達目標を設定して記載するとともに、各年度終了後に到達度を評価し、円滑な学修と学生生活が送れるよう支援している（資料7-9）。

各大学院生の指導計画書は、大学院事務専任職員が取りまとめて大学院運営委員会へ提出する資料を作成し、大学院運営委員会による承認を受けた後に大学院教授会による審査を受け、最終的に大学院事務室に保管している。また、2014（平成26）年度からは、個々の大学院生に対し、指導教員あるいは共同研究者等以外の第三者的立場にある教員を研究評価者として配属している。研究評価者として配属された教員は、学生との面談を行い、研究進捗状況や研究活動の遂行について評価し、改善すべき事項等に関するアドバイスを行っている。その結果については、一定の書式にもとづいて記載して大学院運営委員会に報告されるとともに、指導教員と大学院生に対してフィードバックされ、学生支援の一助としている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生へのサポートに関しては、学修サポート、学生生活サポート、留学生サポートの3つの委員会を主体とした支援を実施している。

歯学部学生に対しては、各教員のオフィスアワーをシラバスに記載し、対応可能な曜日や時間帯、場所を学生ポータルサイトにも公開して学修者に周知している。また、シラバスには各教員の連絡先として電子メールアドレスも記載し、面談等に際し事前に教員との連絡を取ることが可能となるよう配慮されている（資料7-10）。

また、歯学部の各年度において、学年毎の留年・休学・退学等に係わる学生について集計し（資料7-11）、集計結果については、次年度へと引き継ぐことにより、学生支援のためのデータとして活用されている。学生個々の休学・退学等に関しては、事前に学

年主任・担任等による面談を実施し、できるだけ回避できるよう相談や指導を行っているが、最終的に申請が提出された場合には、クラス主任・担任、教学部長および事務系職員と、保護者同席のもと当該学生との面談を行い、その状況と理由を確認の上申請を受理している。受理した申請については学務委員会及び教授会で報告され、教員からの意見を聴取し、やむを得ないと判断された場合に学長の決裁を受け許可している。休学・退学等の原因については、教学部において年度及び学年毎に集計して、学生生活委員会（学生サポート委員会や学修サポート委員会）に報告し、改善方策について検討している。一方、休学や退学の申請や相談の申し込みがない場合においても、その兆候である長期欠席等が認められた場合には、教学部から速やかにクラス主任・担任に連絡が入るシステムを構築し、できるだけ早期にクラス主任・担任による学生との面談が実施できるよう工夫している。全学生の出欠席状況はデータ化して一元的に管理されており、3日以上の連續欠席があればその時点で学年主任へ、科目毎に3日以上の連續欠席があれば科目担当主任へ連絡が入るシステムを構築し、欠席者への対応をはかっている（資料7-12）。クラス主任・担任は、担当する学生と定期的に面談し、個々の学生の学修状況や学生生活全般についてヒアリングを行うことで問題点を抽出し、適切な指導を行うことで改善に役立てている。具体的には、欠席の多い学生への対応、学習成績が不良な学生への対応等について、学生との面談を通して現状を把握し、改善に努めている。さらに学生本人との面談で改善が認められない場合など、必要に応じて保護者を含めた3者面談も実施し、家庭におけるサポートなどを依頼するなどして改善に努めている。また、学年ごとの様々な活動や親睦をサポートするため、1学年につき年間約20万円（学生1人当たり2000円程度）の予算を組み、学生生活の活動支援を行っている。

留学生に対しては、国際交流室においてビザの申請や、日本での住居の手配、生活支援等を行い、さらに留学生サポート委員会で、日本語能力の向上に関するサポートや、日本での環境の変化に対するサポートなどを行っている。

大学院歯学研究科の2～4年生を対象とし、歯学部の授業・演習・実習においてティーチングアシスタント（TA）として教員の補助業務を担当する制度が運用されている。カリキュラム上のモジュールを対象としてTAの希望者を募集し、応募のあった大学院学生の中から担当者の選考を行っている。TAの募集は総合教育部が行い、モジュール・ユニット毎に調整して、必要なTAを配置している。TAの選考は、大学院運営委員会において年度毎に神奈川歯科大学大学院ティーチング・アシスタント規程（資料7-13）に基づいて実施され、TAに選任された大学院学生は、歯学部の授業・演習・実習における指導の補助に従事し、自身の教育スキルの向上にも役立てることができるよう配慮しているとともに、各TAには担当した授業時間に応じて手当を支給し、学生への経済的支援の一助としている（資料7-14）。

歯学研究科においては、社会人選抜大学院学生で4年間での単位取得が困難な場合に、1年次に申請を行う長期履修制度を定め、履修年限を4年以上に延長することを可能としている。修了年限を終えて博士号の学位を認定されなかった場合には満期退学となるが、その後1年間は論文を提出して大学院学生と同様に学位審査を受けることができる（資料7-15）。しかしながら、本制度は現在の課程制大学院の趣旨にそぐわないとの判断から、制度の見直しが必要となっている。

大学院学生の学修状況や学生生活については、大学院学生生活委員会において学生を対象としてアンケートによる調査を実施している。その内容については大学院運営委員会において検討し、次年度の学生支援の資料として大学院教授会にも報告し、改善に役立てている（資料 7-16）。また、大学院共通カリキュラムについては、大学院教育委員会が、年度毎の各ユニット終了時に学生を対象として、授業内容に関するアンケート調査を実施している（資料 7-17）。その結果は大学院教育委員会ならびに大学院運営委員会において分析・検討し、次年度の改善に活用している。

大学院学生の学修状況、研究の進捗状況については、課程記録ノート（ラボノート）の記載を義務づけており（資料 7-18）、各学生には指導教員以外の教員が研究評価者として配属され、年 1 回以上実施する面談時に調査し、調査結果について大学院運営委員会へと報告している。また、各年度の事業計画に基づいて立案された大学院における教育方法については、年度終了時に大学院教育委員会にて検討し、大学院における教育内容・方法及び学修方法、学修指導の改善方策と次年度の事業計画立案の資料としている（資料 7-19）。

歯学部においても大学院においても、授業評価アンケートの結果はそれぞれの担当教員にフィードバックした上で、改善計画を提出してもらい授業改善に役立ててもらうと共に、教育委員会、大学院教育委員会等で確認し、改善事項などを検討している。

歯学部の学生の生活支援については、前述のクラス担任制度等による多数の教員による学修・生活両面からの支援と並行して、教学部が学生支援センターとしての役割を果たし、学生生活全般の各種手続きなど、実質的なサポートを担っている。また留学生のサポートに関しては、教学部、総合教育部の協力のもと、国際交流室（資料 7-20）が中心となり、在留手続や日本語教育を課外に行なうなど、重要な役割を果たしている。

クラブ等の活動に関しては、現在 38 のクラブが活動しており、学生の課外活動に関しても教職員が部長、監督などとして大学が積極的にサポートするとともに、学生生活委員会や、課外活動活性化検討委員会等を設け、学生支援環境の充実化と活動の活性化を目的とした委員会活動を行っている。また、学生の課外活動時におけるトラブル発生時の対応マニュアルを作成し、連絡・報告システムを設置の上、広く周知して安全に配慮している（資料 7-21）。

学生の健康診断は授業の内外を通じて全学生に対して受診を促しており、昨年度は歯学部学生の受診率は 100% であった。精神的支援や生活相談に関しては、オレンジルーム（臨床心理士が常駐する学生相談室）での相談受付や、学年主任・担任が面談を行って対応している。各種ハラスメントへの対策として、学生および教職員を対象とするハラスメント防止規程を制定し、ハラスメント委員会が中心となり、啓発と問題解決に努めている（資料 7-22）。

奨学金制度に関しては、学外の様々な機関、団体から募集のある奨学金事業について広く学生に呼びかけて応募者を募り、奨学金委員会による審査を実施した上で申請を行っている。さらに、学内においても独自の奨学金制度を設立し、公平な審査の上対象者を決定し、奨学金を授与している。

歯学部学生対象 学外機構の奨学金一覧 (7-23)

1. 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金
2. 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度
3. 公益財団法人 森田育英会奨学金
4. 公益財団法人 ロータリー米山記念奨学金

歯学部学生対象 学内の奨学金（等）一覧 (7-24)

1. 入学試験の成績優秀者に対する、初年度授業料の減免による（奨学金）制度
2. 各学年年度末の成績優秀者に対する次年度授業料の半額を奨学金とする特待生制度
3. 私費外国人留学生授業料減免制度
4. 神奈川歯科大学授業料減免制度

財政的な問題から修学を継続することが困難な学生をサポートすることを目的として、歯学部学生を対象とする授業料減免制度（資料 7-23、7-24）と、大学院学生を対象とする授業料減免制度（資料 7-25、7-26）を設け、財政面において学生の生活を支援するための規程を定めて運用している。本制度を利用することにより、歯学部学生は授業料の 1/3 を、歯学研究科の学生は学納金の半額を免除されることになり、間接的ではあるものの財政的な支援を受けられることとしている。また、歯学研究科においては、2016（平成 28）年度の入学者から神奈川歯科大学大学院特待生入学試験制度の運用を開始している。

さらに、独立行政法人日本学生支援機構貸与の学資金に関する返還免除候補者の選考に関し、神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会規程（資料 7-27）に基づき、神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程（資料 7-28）及び返還免除候補者選考基準を設定し、公平なる選考に基づいた候補者選考を実施している。その他、外部機関からの奨学育英制度に関する募集の取り纏め、広報、応募事務処理等に関する全般的な支援を、大学院学生の生活支援業務の一環として実施している。

大学院生対象 学外機構の奨学金一覧

1. 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金
2. 一般財団法人 岩垂育英会奨学生
3. 公益財団法人 平和中島財団奨学金
4. 公益財団法人 森田育英会奨学金
5. 一般財団法人 寺山財団奨学金制度
6. 公益財団法人 交通遺児育英会

大学院生対象 学内の奨学金（等）一覧

1. 神奈川歯科大学大学院特待生入試制度
2. 神奈川歯科大学大学院授業料減免制度

大学院歯学研究科における大学院学生生活支援委員会は、横須賀・横浜キャンパスを合わせ現在7名の教員から構成され、研究科で学修する学生が在学期間を通して円滑な学生生活を送ることができるよう、学生支援に関し必要な事項を定めて支援している（資料7-29）。また、大学院学生生活支援委員会では、研究科に在籍する学生の学生生活状況を把握することを目的に、生活環境や日常的な生活状況、生活面において学生生活に障害をきたすような状況の存在等について、現状を把握するための調査活動を行っている。本調査活動を通じて発生している問題点を抽出し（資料7-30）、個々の問題点に対して大学院学生生活支援委員会の委員が中心となり組織的な対応を行っている。また、学生の心身的な健康管理のための施設として、歯学部との共同施設ではあるものの、健康管理室とオレンジルーム（学生相談室）を別々に設置し、休日を除いて毎日利用できる環境を整えている。オレンジルームは多様な問題を抱えた学生に利用されているが、健康管理室とオレンジルームを同一の入り口から出入りできる構造とすることにより、精神的な問題を抱えた学生も他者の目を余り気にすることなく利用できるよう配慮されている。また、直接オレンジルームを訪れたくない場合でも、手紙や電話等による相談を受け付けている。さらに、相談専用メールアドレスを設け、学生が直接相談できる体制を整備している。

歯学部学生が歯科医師国家試験に合格すると、卒後1年間の歯科医師臨床研修が義務付けられている。そのため進路支援として、6年次に歯科医師臨床研修マッチングプログラムに関する説明会を実施している。臨床研修施設である本学附属病院及び附属横浜クリニック・横浜研修センターでも臨床研修制度を充実させると共に、近隣の歯科医師会とも連携し、研修活動をサポートしている。また地方の研修に関しても、本学同窓会を通じて研修施設への参加を依頼するとともに、サポートを実施している。さらに、専門的な学問の履修を希望する学生に向け、大学院の説明会等を通じて積極的な広報に努めている。

大学院歯学研究科に進学する学生の多くは、博士号の学位を取得した後、研究職あるいは大学教員として活躍することを希望する場合が多い。そこで本学では、キャリアパスの一例として、本学における卒業後のキャリアパスを設定し、歯学部6年生、卒後臨床研修歯科医師、研究科学生等への説明会を実施している。このキャリアパスの中には、卒後臨床研修を終了した後、歯学研究科を経て最短年限で教員となるコースや、卒後臨床研修終了後、医員として附属病院に勤務しながら歯学研究科（社会人大学院）を経て教員となるコースなどが設定されている。説明会においては、本学におけるキャリアパスを例として提示するとともに、将来の進路設計に関するキャリアパス教育を行っている。また、教学部においては共通フォーマットを用いた歯科医師求人募集の取り纏めを行っており、ここで取り扱われる歯科医師求人票は歯学研究科の学生も自由に閲覧できるよう公開されていることから、外部の歯科医院や施設への就職を希望する学生達に頻繁に利用されている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

留学生サポート、学修サポート、学生生活サポート、それぞれの委員会では、年間3回、学生の代表者と教職員で委員会を開催し、現状把握に努めるとともに、改善に向けての意見交換を行っている。それらの内容は、必要に応じて教授会などにも報告して検討し、学生からの要求の妥当性、蓋然性などを検討して改善を行っている。

また、歯学研究科においても、大学院学生生活支援委員会で委員会の活用度や活動状況等に関する学生へのアンケート項目を設定し、学生支援の適切性に関する評価の一助とし、改善に向けた取り組みが行われている。

（2）長所・特色

修学支援では、学年主任・担任制度と併せて、学生生活委員会として学修サポート委員会、学生生活サポート委員会、留学生サポート委員会を設置し、学修・生活両面から多面的かる可及的細部に渡る学生支援体制を整えている。また、学生の心身的健全状態を維持することを目的として、健康管理室・学生相談室の充実化がはかられている。キャリアプランニング説明会の開催や臨床研修制度の整備等により、卒業後の進路支援も実施されている。

学内の特待生制度や、奨学金制度のひとつである私費外国人留学生授業料減免制度、さらに神奈川歯科大学授業料減免制度を開設し、年度ごとに財政的な支援を実施している点も、学生生活支援の一助として効果が現れている。

大学院歯学研究科においても、直接指導者からの指導のみでなく、研究評価者の配置や、学生生活支援委員会による相談受付・支援等が実施されている。

大学院学生が所属する講座、もしくはプロジェクトに配分されている研究科学生学納金から支出している研究費は、学生が学修研究活動を行う際に必要となる資材や消耗等の購入に対して極めて効果的に活用されており、円滑な研究活動を行う上でなくてはならないものとなっている。また、本科学生と社会人大学院生に対してそれぞれ設定された授業料減免制度は、複数の学生によって利用される状況となっており、今後も積極的に活用される見込みであることから、財政的な理由により修学を断念せざるを得なかつた学生達の進路に対し、支援を与え得る制度として機能している。

（3）問題点

健康管理室の使用状況については、短絡的に使用件数が少なければ良いというものではないため、使用内容の分析を行い、発生事例、外科的、内科的問題、発生原因等を明らかとし、環境等の問題解決に活用していくなければならないが、未だそのサイクルは不十分であることから改善が必要である。

また、オレンジルーム（健康相談室）の利用者に関する情報は、個人情報、守秘義務等の観点から難しい問題を含む場合が多いが、教職員と効率的な連携をはかれるようなシステムの構築や、現在稼働している主任・担任制度とのリンクなどがいまだに不十分と考えられることから、今後組織の改善をはかり、場合に応じて早期の専門医療機関等への受療も勧められるようになるなど、更なる充実化をはかる必要性を認められる。

さらに、平成28年度より施行された障害者の権利に係る条約等の法的内容について

も検討が不十分な状況にあることから、今後より一層の検討を進め、積極的な対応を行う必要がある。

歯学研究科における学生生活支援活動は、従来的な慣習から未だに所属講座に依存している面も強いことから、講座内での人間関係が良好でない場合、学生は研究科からの支援を受けることが困難となりがちであり、孤立した状況に陥る可能性のあることが否めない。そこで、大学院学生生活支援委員会の組織的、人員的充実をはかり、より一層学生への組織的な支援体制を充実させる必要性がある。

また、これまで本学においては学生支援についての明文化された方針が定められてこなかったことから、早期に明文化して周知をはかる必要がある。

(4) 全体のまとめ

歯学部における学生支援体制は、学修面、学生生活面共に専門委員会を立ち上げ、定期的に検討しており、概ね問題なく運用されている。また、本学の特徴の一つとなっている多くの留学生に対するサポート体制についても、役割を異にした組織、委員会を設置して支援活動をしている。留年・休学・退学などに繋がる成績不振や体調不良等に関する相談、対応等に関しても、システム化して実施されていることに加えて、担任制度やオレンジルームを活用した精神的、心因的なサポートも欠かさず行われている。しかしながら、以前から問題とされている学生の内面的（精神的、心因的）な問題に関しては、未だ不十分な点が残されているものと考えられることから、今後より一層充実化をはかることが望まれる。昨今の歯学部教育における厳しい状況は、学生達のメンタルストレスを増強させ、以前には余り認められなかつたような新たな問題を生じさせている。学生支援もまた、社会環境の変化に応じて、継続的な対策を講じていく必要があるものと考えられる。

大学院歯学研究科においても、順調な学生生活が送れるよう、修学支援、生活支援等に努めている。奨学金制度やTA制度を充実させるとともに、大学院学生生活支援委員会を設置し、大学院学生の円滑な学生生活を支援している。大学院の委員会組織として、学生生活等に関する大学院学生への開かれた相談窓口としての環境を提供するとともに、アンケート調査等を通して、日常生活の状況や大学院生活の状況等について把握に努め、委員会の支援を必要とする学生が発生した際には、委員会として可及的迅速な支援を行うことを目標に活動を行っている。しかしながら、本委員会の活動についての認知度は十分ではなく、今後委員会のさらなる周知に努めるとともに、簡便に利用できるようにするための方策等について対策を進める必要がある。

さらに、学生支援に関する明確な支援方針が定められていないことは大きな問題であることから、新たに明確な方針を定めて公開し、周知する必要を認める。

(5) 根拠資料

- 7-1 学生サポート委員会規程
- 7-2 神奈川歯科大学学務委員会規程
- 7-3 神奈川歯科大学学生生活委員会規程
- 7-4 学校法人神奈川歯科大学学生相談室規程

- 7-5 歯学部ホームページ（オレンジルーム）
<http://www.kdu.ac.jp/dental/campuslife/support/orangeroom.html>
- 7-6 KDU-LMS システム面談登録操作マニュアル
- 7-7 神奈川歯科大学大学院 Campus Guide 2017
- 7-8 指導計画書作成依頼メール・平成 29 年度指導計画書
- 7-9 大学院生研究評価者規程
- 7-10 神奈川歯科大学歯学部 2017（平成 29）年度シラバス
- 7-11 休学・退学・除籍・留年率集計
- 7-12 KDU-LMS 個人別時限別欠席一覧
- 7-13 神奈川歯科大学大学院(歯学研究科)ティーチング・アシスタント規程
- 7-14 ティーチング・アシスタントの申し合わせ事項
- 7-15 神奈川歯科大学大学院歯学研究科 長期履修学生規程
- 7-16 大学院生生活アンケート調査
- 7-17 平成 27 年度 前後期共通カリキュラム アンケート
- 7-18 大学院歯学研究科課程記録ノートマニュアル
- 7-19 2017（平成 29）年度大学院教育委員会議事録
- 7-20 国際交流室規程
- 7-21 課外活動届
- 7-22 学校法人神奈川歯科大学ハラスメント防止等に関する規程
- 7-23 歯学部学生対象 学外機構の奨学金一覧
- 7-24 歯学部学生対象 学内の奨学金（等）一覧
- 7-25 本科大学院における授業料減免に関する規程
- 7-26 大学院高度先進臨床歯科医養成コース：臨床系教員養成特別プログラム授業料に関する規程
- 7-27 神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会規程
- 7-28 神奈川歯科大学奨学金返還免除候補者選考規程
- 7-29 神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程
- 7-29 神奈川歯科大学大学院歯学研究科大学院学生生活支援委員会規程
- 7-30 大学院生生活調査アンケート結果

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

現在、学生の学修や教員による教育研究活動の環境整備等に関わる方針を定めたものはない。しかしながら、歯学部では①人の痛みや苦しみを理解できる豊かな人間性と思いやりのある人、②歯科医学・歯科医療に興味を持ち、それを十分に習得できる基礎学力のある人、③自ら新しい課題に意欲的に取り組み、真理追求に対し積極性のある人、④歯科医療を通して国民の健康維持・増進に貢献する意欲のある人、を神奈川歯科大学歯学部のアドミッションポリシーとし、大学院歯学研究科では、①超高齢社会は、全身疾患との関連を重視した高度な歯科医療の充実が必要であり、摂食嚥下を含め全身管理に造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。②近年歯科医学も専門分科が進み高度化した半面、総合的な視点として小児から高齢者を取り扱うライフコースに基づく一貫した歯科医療の観点が失われていると同時に、包括的ケアを含めて総合化できる歯科医師が不足している。③災害の頻発に対する災害医療歯科学の推進と災害時迅速に対応できる指導的な歯科医師が不足している。④増加を示す口腔癌に対する歯科医療の高度化が必要であり、腫瘍学に対する造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。⑤口腔と全身の関連の科学的解明を進展させる必要があり、基礎研究の充実と臨床応用できる臨床研究を主とする歯学教育・研究者が不足している。これら5つの課題に共鳴し、確固たる目的意識を持ち、課題探究心や学習意欲が旺盛で、自立心とともに高い責任感があり、最新の臨床研究能力を身につけたいと考えている人材をアドミッションポリシーとし、以下の活動を行っている。

建学の精神、教育理念を基に定める神奈川歯科大学学則第1条を達成するために必要な教育研究等設備の充実や整備に関しては、学校法人神奈川歯科大学理事会規則第7条2項（資料8-1）に定めるところにより、理事会で審議、決定している。実際の運営は、学長を委員長とする将来構想委員会の方針で、教育研究等環境を含めた大学全体の将来を検討し、理事会に諮ったうえで実施している。また、総合教育部は歯学部・歯学研究科の学生教育全般をマネージメントしているため、教育に係る具体的な事業案を立案するとともに、教育施設・設備充実のための補助金の獲得にも努めている。

2013（平成25）年度には、1号館3階に、授業を欠席した学生の補完授業及び自己学修を行うためのe-learning室（60m²）を整備し、2015（平成27）年度末からは図書館2階にもe-learning用PCを増設して主体的学修を促すための施設整備を進めている。また1号館2階には能動的学修のための多目的実習室（270m²）を、4号館地下1階にはラーニング広場（435m²）を、6号館2階には多数の学修室を開設するとともに、食事時間帯以外の学生食堂を自己学修等のために開放するなど、様々な形態で学修環境の充実化に努めている。

5年次からの臨床実習開始前に、基礎系の実習と臨床系の基礎実習が実施されているが、歯科医学教育において臨床系の基礎実習は特に重要である。1号館1階には保存・

補綴実習室（752 m²）を、2階には臨床実習室を整備し、毎年点検整備を実施して実習の充実化をはかっている。また、学生の教育データの集約・分析・共有を目的として KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）を開発し、2015（平成 27）年度から本格運用を開始している。

研究環境としては、2017（平成 29）年度の大学院改組を鑑み、大学院に共通実験施設に関わる委員会を設置し、共通機器の集約と研究施設の整備を進め、大型研究機器の共通実験施設への移設、メンテナンス、機器の使用説明会などを開催し、研究環境を整備した（資料 8-2）。共通実験施設では、共通機器の点検整備を行い、概ねここ数年は 3,600 万円ほどの資金提供をしている。大学院生の授業料の 50%、研究生の授業料の 50% は教育研究費として所属する専門領域に研究予算として支給し、有効に活用されている。

また、大学院歯学専攻マスタープラン（資料 8-3）において歯科医療に必要な 5 つの研究課題を掲げ、その課題解決を目指して全身管理医歯学講座、口腔統合医療学講座・高度先進口腔医学講座、災害医療社会歯科学講座、顎顔面病態診断治療学講座、口腔科学講座の大講座が編成されている。大講座の重要なミッションの 1 つとして、大講座基幹研究プロジェクトの推進があげられるが、大講座基幹研究プロジェクトは、各講座が受け持つ課題の解決を目指して分野横断型研究を実施し、神奈川歯科大学の研究力を社会に還元することにより建学の精神の実現を目指すものである。大講座基幹研究プロジェクトには 1,500 万円ほどの予算措置がとられている（資料 8-4）。研究活動を推進するために、研究推進実施管理委員会、研究評価・社会還元委員会、研究推進・共同実験施設委員会の 3 つの委員会を含む研究推進機構を設置して学長が統括し、研究科長が実務を分掌している。3 つの委員会は適時合同会議を開催して情報を共有し、推進方策を検討し実施している。（資料 8-5）

点検・評価項目②: 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

本学は、横須賀市稻岡町（横須賀キャンパス）に本部機能を置き、その他に隣接する小川町体育館、浦上台グラウンドを有し、横浜市神奈川区（横浜キャンパス）に附属横浜クリニック・横浜研修センターを設置している。2015（平成 27 年度）には横須賀キャンパスと道路を挟んだ隣接地を購入し、築 40 年ほど経過した既存病院の移転が行われ、2017（平成 29）年に新附属病院が開院された。本学校地・校舎に関しては併設する神奈川歯科大学短期大学部と共に部分を含み、大学設置基準を満たしている。

本学の校地面積（建屋延べ床面積） 短期大学部占有部分を除く

①横須賀キャンパス	40,333.53 m ² (47,712.83 m ²)
②小川町体育館	2,573.18 m ² (7,418.08 m ²)
③浦上台グラウンド	19,460.56 m ² (39.74 m ² : シャワー室等)
④横浜キャンパス（附属横浜クリニック・横浜研修センター）	2,417.75 m ² (7,926.70 m ²)
⑤新附属病院 2017（平成 29）年度完成	2,939.58 m ² (15,396.34 m ²)
計	67,724.6 m ² (78,493.69 m ²)

①横須賀キャンパス

横須賀市稻岡町にある横須賀キャンパスは、歯学部と大学院歯学研究科の教育研究のメインキャンパスであり、横須賀米軍基地に隣接し、京浜急行横須賀中央駅から徒歩10分（JR横須賀駅から徒歩20分）に位置している。構内は地域一般に開放され、桜やジャカランダ等が開花する時期にはフェスティバル等も開催し、地域との連携を深めている。また、横須賀キャンパス一帯は横須賀市港湾局の管轄下にある三笠公園の区域内であり、横須賀市の広域避難場所にもなっている。

建屋としては、第1研究棟（4,669.08 m²）、第2研究棟（4,597.45 m²）、新附属病院（15,396.34 m²）、1号館・2号館（9,788.34 m²）、図書館（1,761.47 m²）、学生食堂やクラブ室のある6号館パレット（4,084.76 m²）、本部棟（3,679.51 m²）、講堂（3,024.75 m²）、資料館・解剖実習室（2,159.31 m²）等がある。第1研究棟は地上6階で、教授室や研究室を設置している。第2研究棟は地上8階で、教授室、研究室、動物舎等を設置している。新附属病院は地上12階で、ベッド数23床を備え、地域の2次・3次歯科医療機関としての設備を備えている。

1号館は地上4階・地下1階で基礎及び臨床実習室が6室あり、教育の全学的なマネージメントを担う総合教育部、キャンパス全体の情報ネットワークを管理するネットワークセンターと売店がある。2号館は地上3階で12の講義室があり、1号館と連絡通路で接続している。6号館は地上5階で、1階は学生食堂、2階には学生食堂および売店と学修室が設置され、3階と4階はクラブ等の部室となっている。本部棟は地上7階地下1階で、大会議室、中会議室、小会議室、理事長室、学長室、教学部、事務局等を設置しており、学生支援や各種事務業務の中核を担っている。講堂には大講堂と2つの小講堂、2教室を備えている。大講堂は800名の収容が可能であり、歯学部と短期大学部の入学式や卒業式、大学祭や公開講座等の諸行事に利用されている。小講堂には第1小講堂（160名収容）と第2小講堂（200名収容）があり、セミナー・学会、講演会等、様々な用途で利用されている。解剖実習室（384.11 m²）は資料館の地下1階に設置されている。さらにキャンパス内には、実験等で使用される金属廃水のための廃水処理場も設置されている。

大学院歯学研究科各講座の研究室は、横須賀キャンパスの第1および第2研究棟と附属横浜クリニック・横浜研修センターに設けられている。また各講座の研究室とは別に、実験動物施設（第2研究棟7階）、超微構造研究施設（第1研究棟1階）、組織培養実験施設（第1研究棟5階）、遺伝情報解析室（第1研究棟4階）、口腔難治疾患研究センター（第2研究棟5階）、ICT講義室（第1研究棟3階）、災害医療歯科学研究センター（第1研究棟3階）等を整備し、大学院歯学研究科常設の共通実験施設委員会が管理・運用している。

① 小川町体育館

横須賀キャンパスから道路を隔て、地上3階地下1階の体育館を設置している。アリーナ（1,315 m²）の他に、武道場、フットサル場、トレーニングルーム、卓球場、セミナー室、ランニング走路があり、主に体育の授業とクラブ活動、さらには教職員

と市民の健康増進に利用されている。地下1階部分は教職員の駐車場となっている。2008（平成20）年4月に漏水・塗装の改修工事を実施し、2014（平成26）年8月に南側ガラス窓の遮光（スマートガラス）張り替え工事を完了した。また、2011（平成23）年9月5日には、大規模災害発生時に生じる帰宅困難者受け入れ施設として、横須賀市と防災協定を締結し、緊急時の市民受入れ場所として指定されている。

② 浦上台グラウンド

横須賀キャンパス南東部、車で20分程度の距離で、防衛大学校に隣接する位置にグランドを設備している。19,460m²の敷地の中に約40m²のクラブ室（シャワー室共）があり、学生のクラブ活動や試合等に利用されている。近隣の幼稚園・小学生のサッカーチームや鼓笛隊等の活動にも開放しているだけでなく、横須賀市の広域避難場所としても利用され、2015（平成27）年4月1日からは横須賀市の指定緊急避難所として連携をはかっている。

③ 横浜キャンパス（附属横浜クリニック・横浜研修センター）

JR横浜駅西口から徒歩5分ほどの場所に位置し、診療部門として地下1階から地上5階に有床診療所、6・7階に大会議室（定員：120名）・教室（定員：50名）・図書室・シミュレーション実習室等を配置した複合的な臨床研修・教育施設である。診療部門は歯科〔歯科（成人）・歯科口腔外科・矯正歯科・（インプラント治療）・小児歯科・障がい者歯科〕、医科〔消化器内科・糖尿病代謝内科・循環器内科・眼科・耳鼻咽喉科〕等の診療科を設置しており、歯科と医科の連携により総合的に診療ができる有床診療所として機能している。また、病棟には19床のベッドと手術室（2室）を備えている。臨床研修・教育としては、歯科医師臨床研修（指導歯科医：17名）と卒前臨床実習（歯学部5年生、短期大学部2年生、3年生）に加え、大学院歯学研究科として高度先進口腔医学講座（指導教員：教授5名、准教授1名、講師6名、助教7名）を設置し、臨床コースを中心とした博士課程（歯学）の学生を受入れている。

④ 新附属病院 2017（平成29）年度完成

横須賀キャンパスと道路を挟んだ隣接地に、多彩な診療スタイルを提供する次世代の歯科総合病院として2017年11月に開院した。地上12階建ての建物には、1階から5階に診療部門、6階から12階に教育関連施設および管理部門が設置されている。診療部門には15の歯科部門と5つの医科部門が設けられており、2次・3次歯科医療機関としての設備を備えている。教育関連部門として7階に臨床座学をおこなう講義室を備え、その周囲に11の研修室を配置して、学生達が主体的学修を効率よく実施することを可能にしている。また、各階の診療施設には隣接してカンファレンスルームを配置することで、診療終了後の振り返り学修が行い易い環境を提供している。近接した8階から9階には臨床系の医局を配置し、学生からの質問や面談等に関するアクセスを容易にしている。12階の講堂は講義や教職員の教育セミナー等に利用されているとともに、市民公開講座等の会場としても利用され、地域住民との繋がり高めるための施設としても活用されている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の学術情報を収集、管理、運用し、教職員や学生等の利用に供し、本学の教育・研究の充実と向上に寄与することを目的に利用者サービスを提供している。私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金を活用し、本学の教育理念のもとに学びの質を高めるための、学術情報を有する「ラーニング広場」も2013（平成25）年度より開設している。資料の収集・選択は多様な教育研究分野から人選された図書選定委員会が、新刊書や利用者から推薦・希望のあった資料をもとに購入の可否を判断している（資料8-6）。また、図書選定委員会の委員は、他分野での必要性も勘案し、偏りのない選書に努めている。利用者からの推薦・希望も随時受け付け、教育要項（シラバス）に掲載されている「参考図書」についても収集・整備し、所蔵情報が一目でわかるようにホームページにリンクを設けて利用者の便宜を図っている（資料8-7）。

2017（平成29）年度末の蔵書冊数は、図書159,544冊、学術雑誌1,994種、視聴覚資料5,389点、閲覧可能な電子ブックは3,205冊、電子ジャーナルは4,824種となっている。ほとんどの資料は開架図書として、利用者が自由にアクセスできる状態にある。複本や資料的価値が低下した資料の約3万冊は、ラーニング広場書架に配置し、利用者のリクエストに応じている。

図書館は延面積1,761m²、閲覧室426m²、インターネット対応スペースやプラウジングコーナー280m²、書庫867m²、事務室170m²であり、ラーニング広場は435m²である。図書館の閲覧席は210席、研究者用個室5室、視聴覚用個室4室、セミナー室、PC18台、プリンター4台、e-learning用PC6台、コピー機2台であり、ラーニング広場は、個人学修エリア24席、グループエリア95席、検索用PC5台、貸出用ノートPC2台、プリンター2台、コピー機1台を設置し、いずれもインターネットに接続可能な環境にある。また、横浜研修センター・横浜クリニックにある神奈川歯科大学図書館横浜分室は、延面積48m²、閲覧席5席で、PC5台、コピー機1台を設置している。2018（平成30）年度末の蔵書冊数は、図書1,714冊、学術雑誌185種となっている。電子ブック3,205冊、電子ジャーナル4,809種は横須賀キャンパスの図書館と共有で閲覧可能としている。横須賀キャンパスとのシャトル便による図書館資料の貸出・複写デリバリーサービスを実施し、分室利用者に配慮した運用を提供している。

図書館の開館時間は平日午前9時から午後9時である。2018（平成30）年度においては12月から2月にかけて土曜日の午前10時から午後6時まで開館した。職員は、大学院歯学研究科教授が図書館長を併任し、図書館長の下に、司書有資格者の専任職員とパート職員、図書選定委員を配属している。高度な専門能力の維持、向上のための人材育成の面では、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（JMLA）の認定資格である「ヘルスサイエンス情報専門員」の取得実績（基礎：1名）があり、職員は研修会等に参加しスキルアップに努めている。

学術雑誌の電子化の推進により、フルテキストの入手が容易になり、利用者の利便性が格段に向上了している。本学で提供している電子ジャーナルは、大学図書館コンソーシ

アム連合 (JUSTICE)、JMLA のコンソーシアムに参加しパッケージ契約しているものと、タイトルごとに契約しているものがある。毎年提供タイトル数を増やしており、歯学電子ジャーナルを中心に積極的に収集・整備を進めてきた。今後もこれらのサービスの更なる拡充・整備に努めるものとする。

所蔵情報は、ホームページに設置している「蔵書検索 (OPAC)」から学内外問わず自由に検索・確認することができる。また、国立情報学研究所の全国的な共同分担目録事業 (NACSIS-CAT) に登録している資料については国立情報学研究所情報ナビゲータ [サイニイ] (CiNii) からもアクセス可能である。

データベースは、歯学及び医学の文献検索で必須とされる医中誌 Web 版、MEDLINE については EBSCO 版 MEDLINE、抄録・引用データベース Scopus、EBM (Evidence-basedMedicine) の情報基盤となる臨床試験報告文献データベース CochraneLibrary 等を提供している。これらは学内から 24 時間利用可能で、一部は学外からもアクセスできる。また、データベースの検索結果から全文入手までをナビゲートするリンクリゾルバを導入することにより、学修、研究活動等のトータル的なサポートを実現している。

学術雑誌等の電子化が進み、印刷資料に加えて電子化された歯学・医学の情報を効率よく入手することが必要となっている。館員による歯学部 1 年生への講義や図書館利用ガイドンス、各種データベースの使用説明等を通して、情報リテラシーの養成に努めている。

国立情報学研究所の目録所在情報サービス NACSIS-CAT および相互貸借サービス NACSIS-ILL に参加し、業務の合理化・迅速化を進めるとともに相互協力体制を構築している。さらに、JUSTICE、JMLA、私立大学図書館協会、神奈川県図書館協会等にも加盟し、コンソーシアムによる共同購入や加盟館との連携を推進している。

その他、教員の研究業績を集約した「研究業績データベース」を 1998 年 (平成 10 年) から構築しており、図書館ホームページ上から検索・利用ができ、学内外へ公開している。また、2016 年 (平成 28 年) 6 月より国立情報学研究所の共用リポジトリサービス JAIRO Cloud を利用して本学リポジトリの公開を開始し、本学の教育研究活動の発展に資するとともに知的生産物を広く提供することにより社会貢献に努めている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

法人による資産運用問題と学生減少が重なり、本学の財務状況は 2005 (平成 17) 年度から一時悪化し、文部科学省の私立大学等経常費補助金も 2009 (平成 21) 年から 3 年間にわたり減額されたが、全教職員が一丸となって改革に取り組んだ結果、2011 (平成 23) にはキャッシュフローベースでの黒字化を果たし、補助金も全額支給を回復している。

2012 (平成 24) 年以降は教育改革を優先して推進するため、研究費の講座配分を行わず学長予備費として手当てすることとした。教育費 (研究費に転用可) は教授から助教まで職位により配分 (教授 70,000 円、准教授 50,000 円、講師・助教 40,000 円) し、学生教育 (2015 (平成 27) 年度からは研究費として使用可) に資するものとした。ほかの研究予算は、大学院生、研究生の授業料の半額を各所属講座に支給している。

2014（平成 26）年度から学内公募によりすぐれた教育改革に対する企画に対して、学長予備費から支援を行う取り組みを実施している。

また、共通実験施設（動物舎、組織培養室、超微構造研究室、遺伝情報解析室、口腔難治疾患センター）の運営費として毎年約 3,600 万円程度が予算配分されている。この他に公的資金の約 3 割である間接経費が研究のための経費として研究環境の整備に資されている。しかしながら、公的な研究助成金などを受領していない専任教員に支給される研究費は、研究活動に十分とは言えない。

臨床教育を行う実習室は毎年整備している。実習室が集中している 1 号館は、開設以来 16 年を経過しており、モニターの更新、タービン等の更新が欠かせない。実習室管理費として年 1,000 万円を、実習費として年約 1,600 万円を配分し、学生実習の充実に努めている。また、次年度に向け短期大学部と共に利用可能なコンピュータルームの設置に向けて計画を立て、2019 年度から共用試験や自己学修等で利用できるよう ICT 教育のさらなる充実化に向けて準備を進めている。

2013（平成 25）年度から TA（ティーチングアシスタント）の他に、総合教育部に教育補助員を配置し、学生の出欠調査や e-ラーニング用データの収集等を担当している。

教員の研究活動に必要な学会、研修会への発表や参加は、国内外において制限はなく、これらの研修参加費は大学から支給される年間の研究旅費から支出することが認められている。また、学内に競争的資金獲得委員会を設置して、講習会の開催や申請書類の校閲などを行い、教員の科学研究費獲得の支援を積極的に行っている。

2018（平成 30）年度には、公的研究費の申請等を含む研究全般の管理業務について、大学院教育研究部による支援が行えるよう、事務組織の再編も行われた。このことにより、外部資金の管理強化がなされるとともに、外部資金をより積極的に獲得するための体制を整えた。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

医歯学研究は様々な疾病の克服や健康増進等に貢献しているが、ヒトゲノム・遺伝子解析研究等以外でもヒトを対象とする臨床研究も行われるため、人権や生命の尊厳を尊重し、不正なく行われなければならない。医歯学研究は、生命倫理に関わる問題として、常に被験者の人権を尊重し、第三者または社会的合意が得られるように十分な自覚と自省をもって研究に携わらなければならない。

学校法人神奈川歯科大学は、ヘルシンキ宣言の医の倫理の基本的理念に基づいて研究倫理規程（資料 8-8）を定め、複数の外部委員を含む研究倫理審査委員会（資料 8-9）

（2か月に 1 度開催、持ち回り審査は不定期）および COI 委員会（持ち回り審査）を設置している。2007（平成 19）年に文部科学省より「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が発信された後、2014（平成 26）年には同ガイドラインの改定が行われ、不正行為への対策強化がなされたが、本学は監査体制の整備、不正防止に努めており、不正行為は認められていない。

一方、研究倫理については 2014（平成 26）年に文部科学大臣決定による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の策定にともない、2015（平成 27）

年度より定期的な研究倫理教育の実施が求められることになった。これらに関する研修会は 2015（平成 27）年度より実施し、研究に携わる教員全員に受講を義務付け、当日欠席した場合は研修を収録したビデオを視聴させ、不正行為の発生防止に努めている（資料 8-10）。さらに、学校法人神奈川歯科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程（資料 8-11）、学校法人神奈川歯科大学研究活動行動規範（資料 8-12）等の不正行為の対応手続きに関する規定等についても整備している。そのほか、研究倫理に関する指針などが修正された際は、速やかに学内インターネット等を通じて周知に努めている。

大学院歯学研究科では、1 年生前期の大学院共通科目「研究基盤学」と後期の共通科目「多分野最新研究学」において、研究倫理に関する講義を実施している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

施設・設備の維持および管理については各種法令等で必要とされる定期点検を実施しており、この定期点検の結果をもとに総務課において修繕計画を立案し、財務課の予算計画に反映させて、教育研究環境の整備に努めている。

科研費等の競争的資金などの獲得状況、コンプライアンス研修・研究倫理研修の受講状況等については公的研究費の機関内責任者会議において毎年度検証するとともに、不正防止計画の検討を行っている。

また、図書館では、重要事項を審議するため図書館長を委員長とする図書委員会と図書選定委員会を設置している。図書委員会は年 1～2 回程度開催され、図書館の予算・決算その他の重要事項を審議している。また、図書選定委員会は年 6 回程度開催され、購入資料の選定を行っている。

（2）長所・特色

1) 教育環境の面においては、自主学修スペースを総合教育部近くに確保したことで、教員と学生の距離が近くなり、より学修効果が上がっている。また、e-learning 及び KDU-LMS（神奈川歯科大学学修管理システム）の活用で、授業の再確認や復習ができるようになり、多くの学生に利用されている（資料 8-13）。

また、新病院の開院にともない、教育機能の強化が図られた。7 階には臨床実習生用教室（スチューデントドクタールーム）と PBL 等で使用するための 11 室の小研修室を設置するとともに、隣接してチューターとなる教員の常駐スペース、支援事務室を設置した。また、直ぐ上階の 8、9 階に臨床系全講座の教員医局を設置した。学生が教員にアプローチしやすい環境を構築することにより、学修の効率化がはかられることを期待している。さらに、臨床実習が行われる各診療エリアにも、PBL やセミナーを開催できる学生カンファレンスルームを設置して、臨床の場と教育の場を近接させることで、実習で得た知識や疑問等をリアルタイムで整理することが可能となった。研修医やその上の医局員とも交流をし易い環境となり、将来像が描きやすいことも特徴の一つとなっている。3 階の先端歯科医療センターでは、インプラントや CAD/CAM、マイクロスコープによる治療も見学でき、高度先進歯科医療に触れることができる。病院内で知識・技

- 術・態度を養える環境を整備し、将来を担う歯科医師の育成に取り組んでいる。
- 2) 研究環境の面では共通に使用できる機器が増加し、新たな研究成果を得られるようになっている。そしてこれらの機器を統括して維持管理するとともに、研究の充実化をはかるための共同施設管理委員会を設置し、環境整備に努めている。
- 3) 図書館サービスの向上を図るため、「ラーニング広場」を設置している。教育・研究・学修支援のサポート体制を確立し、且つ多様な閲覧環境の設備整備を充実させ、学生の学びの質を高める学修環境を構築できている。歯科医師国家試験対策として学修支援コーナーの充実、2014年（平成26年）から開館時間を午後9時まで3時間延長するなどして、学生のニーズに応えている。
- 4) 本学は横須賀市と防災協定を締結し、体育館は大規模災害発生時の帰宅困難者受け入れ避難所となっている。災害時には約500人を収容することになるため、体育館倉庫には人数分の非常食と毛布等を保管するとともに、施設を分散して非常食の備蓄と更新を進めている。

（3）問題点

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針について明確に定められているものが少ないため、可及的速やかに方針を明文化し、公開して周知を図る必要がある。また、設備の一部老朽化が進み、改善および改修が必要となっている。予算規模が大きなものへの設備維持・管理にあたっては、2016（平成28）年度より設備整備5か年計画（資料8-14）を策定し、5カ年に渡り優先順位の高いところから順次補強・補修を行っているが、現在まだ計画の推進中であり、引き続き実行していくことが必要である。さらに、建造物についても耐震のための補強や建て替えなどが必要となってきていることから、管理運営の方針を定めるとともに中長期計画として対処を急ぐことが望まれる。

（4）全体のまとめ

教育研究環境について、大学設置基準には十分対応した環境が整備されている。しかしながら、施設の老朽化を生じつつあることから、2017（平成29）年度においては築40年ほど経過し、耐震強度についても問題が高かった附属病院の新築、移転が行われた。また、本部棟・図書館施設等の施設については建築計画が進められている。今後教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針を明文化するとともに、国からの補助金の活用等についてできる限りの工夫を加えながら中長期の予算計画をたて、施設の整備を進める必要がある。

研究機器の設備については科学研究費補助金の間接経費等を有効活用し、優先順位の高いものから整備をしている。整備にあたっては研究者からの要望を聞き、共通実験施設委員会にて優先順位を考慮し、間接経費委員会の議を経て執行されている。今後も研究者の要望に沿いながら有益なものとなるよう整備を継続するとともに、研究機器の充実化を進めていくことが重要である。

(5) 根拠資料

- 8-1 学校法人神奈川歯科大学理事会規則第7条2項
- 8-2 神奈川歯科大学共同施設管理委員会規程
- 8-3 大学院歯学専攻マスタープラン
- 8-4 平成29年度大講座分野融合型基幹研究計画書一覧
- 8-5 神奈川歯科大学大学院ブランド研究推進体制に関する規程
- 8-6 神奈川歯科大学図書選定委員会規程
- 8-7 図書館ホームページ(シラバス掲載図書リスト)
<http://www.kdu.ac.jp/library/>
- 8-8 学校法人神奈川歯科大学研究倫理規程
- 8-9 学校法人神奈川歯科大学研究倫理審査委員会規程
- 8-10 2018(平成30)年度コンプライアンス研修・研究倫理教育研修案内メール
- 8-11 学校法人神奈川歯科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程
- 8-12 学校法人神奈川歯科大学研究活動行動規範
- 8-13 2017(平成29)年度学修行動アンケート集計結果(e-learning)
- 8-14 2017(平成29)年度法人事務局事業計画

第9章 社会連携・社会貢献

（1）現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

本学では、建学の精神である「全てのものに対する慈しみの心と生命を大切にする『愛の精神』の実践即ち生命に対する畏敬の念」を基に、社会との連携・協力に努めているが、社会連携・社会貢献に関する明確な方針は定められていない。

附属病院では、患者さんに安全で優しく質の高い医療を提供し、患者さんを中心に病院と診療所が協力しより良い医療を提供する「病診連携」を大切にし、さらに研究の推進と人材育成を含めた、地域社会の健康増進と衛生向上に貢献することを病院理念として定め、社会との連携・協力の方針としている。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

学外組織との適切な連携体制を構築するため、2001（平成13）年10月から他の医療機関（診療所等）との連携の窓口として設置した「病診連携室」を、2011（平成23）年4月からは開放型病院（オープンシステム）として再スタートし、病診連携推進のための交流会やオープンセミナー等を開催し地域社会との連携に取組んでいる（資料9-1）。2017（平成29）年11月に新たに開院した新病院においては、地域連携室も設置して、近隣歯科医師会とのさらなる連携強化を進めている。

2002（平成14）年に設立された附属横浜クリニック・横浜研修センターの社会連携・協力体制も、横須賀附属病院に準じ2012（平成24）年から「地域医療連携室・広報室」を開設し、地域医療との連携を図ると共にその広報活動に努めている（資料9-2）。また、医歯学関連のセミナーを頻繁に開催し、広く医療従事者や一般市民にも利用されている。

2018（平成30）年4月から事業継承した東京歯科衛生専門学校（TDH）の学校法人神奈川歯科大学による経営が2019年度より正式に開始される予定であり、継承のための準備が進められている。

2001（平成13）年4月からは神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定を開始している。この協定は大学間の学術交流を通じて、大学院における教育・研究活動の一層の充実を図ることを目的としている。この協定により、学生が自己の所属する大学院以外の各大学院の授業科目の履修や教員からの指導を受けることが可能となり、大学間の共同研究等への参加が可能となった（資料9-3）。

さらに、横須賀キャンパス一帯は横須賀市港湾局の管轄下で三笠公園の区域内であり、横須賀市の広域避難場所になっているだけでなく、緊急災害時には体育館を帰宅困難者一時避難場所として開放するという防災協定を横須賀市と締結している（資料9-4）。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進としては、各講座においてそれぞれの特徴を活かした研究活動を行い、研究の成果を社会へと還元している（資料9-5）。すなわち、社会における大学としての使命を果たすべく、歯科医学の周知及び

エキスパートとして歯学教育研究活動を推進することによって、より良い社会の形成に貢献できるよう努めている。その一例として、以下に示すような講演会や公開講座を開催し、社会への情報発信に努めている。

附属病院及び横浜クリニックでは、社会連携・社会貢献に関して明らかな方針を定めており、患者さんに対する質の高い医療の提供を目指し、地域との連携医療の推進を図っている。附属病院では、神奈川歯科大学同窓会との共催により 2011（平成 23）年度から開放型病院（オープンシステム）の一環として、地域医療関係者向けに研究成果に基づく先進医療に関するトピックスを交えた講演会やシンポジウムを開催している。また、意見交換の場としての交流会も開催している（資料 9-6）。

横浜クリニックにおいては、2012（平成 24）年度に開設した地域医療連携室が公開講座を開催している。講師は外来講師及びクリニック内講師が務めている（資料 9-7）。

本学では社会人を対象とした授業等は行っていないが、1998（平成 10）年度から医療系大学の特色を生かし、地城市民の多様で高度な学習要求に対応する市民公開講座を開催している（資料 9-8）。テーマ等は各講座開催時のアンケート結果等を踏まえ、市民の要望を十分に反映させるとともに、本学の専門性を活かした医学及び歯学関連のものから、最先端の研究内容等を含めた幅広いものとなっている。

教員は、国や地方公共団体、医療機関や研究・学術団体、歯科医師会等からの講演やセミナー講師、委員派遣等の要請に応じ、教育研究の成果を社会に還元している。2016（平成 28）年度は 113 名を派遣した。

他大学への講師派遣は 24 名で、高等教育のエキスパートとして、近隣・遠隔の大学、看護学校及び歯科衛生士学校の非常勤講師として授業を担当し、地域社会の教育向上に寄与している。

教育研究成果は 2013（平成 25）年度から、本学大学院にて学位授与された学位論文の内容要旨と最終審査の結果要旨、学位論文全文（一部）を、大学院ホームページ上に公開してきた（資料 9-9）。現在では、2016（平成 28）年度から運用を開始した「神奈川歯科大学リポジトリ」にて公開し、広く社会に情報を発信している（資料 9-10）。

地域連携においては、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災の発生後、防災意識が高まったことを契機として、2012（平成 24）年度から大学院歯学研究科に横須賀・湘南地域災害医療歯科学センターを設立し、本邦初となる災害医療歯科学講座を開設した。また、同年度から文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の採択を受け、「横須賀・湘南地域における大規模災害時の歯科医療実践モデルの創出と人材育成拠点の形成」をテーマとした研究プロジェクトを推進してきた。その研究成果は、行政（横須賀市）ならびに地域歯科医師会（横須賀市歯科医師会、逗葉歯科医師会、横浜市金沢区歯科医師会等）と連携し、研究報告会や市民公開講座を開催することで、広く社会に還元するとともに、地域の防災体制の改善や歯科領域における災害時の口腔保健支援に関する指針の策定等に寄与している。

大学院歯学研究科においては、2011（平成 23）年度から歯学研究者・教育者養成コースに高度先進臨床歯科医養成コースと高度診療協力専門職養成コースを加えた 3 コース制の教育を開始したが、カリキュラムの過度な複雑化等、運営上の問題が明瞭化したことにより、歯学研究科の 1 専攻制への改組に伴い、3 コース制は廃止している。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

附属病院及び横浜クリニックでは、社会連携・社会貢献さらに地域との連携医療の推進を図った結果、附属病院及び附属横浜クリニック・横浜研修センターの診療患者数は増加し、地域社会への医療提供が十分に行われている。また、講演会、シンポジウムの開催も順調に行われている。社会連携・社会貢献が適切に行われているかについて判断する根拠は、現時点では業績集（資料 9-5）による部分が大きい。これらの活動の記載は自己申告制になっているため、全体として把握できていない点については改善すべき点がある。

大学院歯学研究科においては、神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定が締結されているが、本学での学生の受け入れや、他大学院学生の授業科目の履修等は行われておらず、近隣の大学との共同研究の推進について検討すべきである。

2016（平成 28）年度から開始されたリポジトリ登録は、まだ個人申請が少なく、十分に社会に発信されているとは言えないと、さらなる充実化を図っていく。

また、2018（平成 30）年度は、新たに法人の常設委員会として社会連携・貢献委員会を設置し、社会連携・社会貢献の適切性についての点検と、改善・向上への取組を強化すべく、組織的な改善もはかられた。

（2）長所・特色

病診連携を含めた地域医療関係者ならびに市民等に対する情報発信を継続的に実施し、教育研究成果について広く社会へと発信に努めている点について、今後も各講座・専門領域で推進されている社会貢献活動を継続して推進していく等、さらなる発展が期待できる。

大学院歯学研究科における、文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業災害歯科医療に関する研究事業は 2014（平成 26）年度をもって終了しているが、引き続き災害時の歯科医療支援のみならず、歯科医療機関における防災対策や減災対策に寄与する研究を継続している。

地域特性等を最大限に生かし、地域の口腔保健の向上を目指して、近隣地域の乳幼児に関する歯科健康管理活動に従事している。

全国的には神奈川県の歯科保健条例に基づく「歯及び口腔の健康づくり推進委員会を始め、静岡県歯科医師会が行う地域保健推進事業への参画、東京都や静岡県が実施した健康づくり事業や特定健診・特定保健指導の指導者育成、ならびに藤沢市の介護予防事業等に積極的に協力している。神奈川県、静岡県、沖縄県の歯科医師会設置の障害者歯科医療機関ならびに障害者施設において歯科診療の指導、歯科診療及び摂食指導等を行っている。また、神奈川県摂食機能支援事業において摂食相談及び実技研修を実施している。

さらに、公的事業への委員の配備、8020 推進財団事業への協力ならびに Doping Control Medical Officer としてドーピングコントロール検査を実施している。

本学の災害医療歯科学講座は、全国歯科大学 29 校のうち 8 校だけに設置されている

歯科法医学教室を端緒としており、教育・研究の他に鑑定実務を通して社会や歯科医師会に貢献している（資料9-11）。さらに神奈川県死因調査事務所（AIセンター）を併設し、歯学部では唯一死因調査への協力による社会貢献を行っている。また、歯科医師会や警察からの要請に応じ、災害時における歯科鑑定の研修会等についても毎年継続して実施している。

（3）問題点

社会との連携・協力及び社会貢献に関する明確な方針が定められていないため、明確な方針を定めて明文化する必要がある。

より良い医療の提供や病診連携の成果や地域連携のあり方等について、ホームページ等も活用してより広く社会へと情報発信することが重要である。附属病院ならびに附属横浜クリニック・横浜研修センターでは、従来の活動は順調に推移しているものの、新附属病院では病診連携の施設がより充実化されたものまだ十分活用されるに至っていない。災害拠点となるべき病院であることについての地域の認知度が低い等、改善すべき点も認める。

歯科ボランティア活動は、同窓会活動に大学が協力する活動がほとんどであり、大学が主体となる活動も必要である。国際交流も東アジアでの活動は活発なもの、より広範囲に渡ってのグローバルな展開も期待される。

歯学研究科では、2013（平成25）年度から導入された教育職員の評価制度において、社会貢献度が十分評価されていないため、社会貢献への意識が低下していく恐れがあり、改善すべきである。さらに、教員の非常勤講師としての派遣や民間企業等からの講演等の依頼は、地域社会との密接な関わりがある場合などの曖昧な基準で派遣の可否が決定されることもあるため、非常勤講師や講演会・セミナー等への派遣については、検証プロセスを明確にしたうえで、社会貢献の適切性について再検証を行う必要があるかも知れない。

（4）全体のまとめ

社会連携・社会貢献は、従来の附属病院が横須賀と横浜の2箇所に加えて、さらに東京のTDHが加わったことで、それぞれの地域との連携がさらに拡大される。横須賀では三浦半島の特性から地域に密着した連携と研究の推進、さらに防災に対する連携などが多岐にわたって実施されている。この実績を踏まえ東京でもどのような連携が可能であるか検討を進める必要がある。

また、災害歯科医療に関する教育等を通じた社会貢献は意義が高く、外部からの非常に高い評価も受けていることは本学の優れた特徴であることから、今後益々の発展が期待されるところである。

世界や日本全国との連携・協力をさらに発展させるためにも、現在行っている地域密着型の連携を確実に行っていくことが大切であり、それを実現するために教職員の意識を高めることはもちろん、大学院教育の向上と多くの優秀な学生を集めめる努力が必要である。

（5）根拠資料

- 9-1 神奈川歯科大学附属病院ホームページ（病診連携推進室）
http://www.kdu.ac.jp/hospital/104003cooperative_diagnosis_promotion_dept.html
- 9-2 横浜クリニックホームページ（地域医療連携室）
http://www.hama.kdu.ac.jp/110regional_medical_liason_office.html
- 9-3 神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定書
- 9-4 神奈川歯科大学ホームページ（緊急時避難場所）
<http://www.kdu.ac.jp/corporation/local/evacuation/>
- 9-5 神奈川歯科大学図書館ホームページ（研究業績 web 版） <http://www.kdulib.net/>
- 9-6 神奈川歯科大学附属病院講演会及びシンポジウム
- 9-7 地域医療連携室開催横浜クリニック公開講座
- 9-8 神奈川歯科大学公開講座
- 9-9 神奈川歯科大学大学院ホームページ（学位論文の公表）
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/dissertation/>
- 9-10 神奈川歯科大学リポジトリ <https://kdu.repo.nii.ac.jp/>
- 9-11 法医歯科学による鑑定件数

第10章（1）大学運営

（1）現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

本学では「全てのものに対する慈しみの心と生命を大切にする“愛の精神”の実践即ち生命に対する畏敬の念」を建学の精神として掲げている。

学部では、教育理念を「歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」と明示し、神奈川歯科大学学則第1条に「本学は教育基本法の精神に基づき、高き人格と豊かな識見を養い、かつ歯科医学に関する高度の学術理論及び技術を教授・研究し、有能な歯科医師を育成することを目的とし、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献することを使命とする。」と目的を定めている。

大学院研究科では、教育理念・目的として神奈川歯科大学大学院学則第1条に「歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献しうる人材を育成することを目的とする。」と定めている。

学内構成員に対しては、ホームページに掲載するとともに、「建学の精神」と「教育理念」を名刺サイズに印刷したものを配布している。

なお、上記、建学の精神ならびに教育理念を実現するため、それぞれの組織が果たす役割を明確にし、目的達成のための改善・改革を推進し、健全で円滑な管理運営をはかるため、次のとおり管理運営に関する方針を定めて、学内インテリジェントキャンパスにて教職員に周知している。

＜管理運営方針＞

1. 教育研究活動充実・推進のための関係法令及び学内諸規程に基づく適正な管理運営
2. 教学ガバナンスの強化と学長リーダーシップの確立
3. 社会への説明責任を果たすため積極的な情報公開
4. 教職員資質向上のための適正な人材育成制度の構築
5. 教育研究を支える財政基盤安定のための効率的な予算編成及び執行

しかしながら、これまで大学の将来を見据えた明文化された中・長期計画は制定されてこなかったことから、2018（平成30）年度は、神奈川歯科大学の中・長期計画の制定を進めている。各部署の責任ある役職からの意見を踏まえて将来構想委員会が中心となり、今後10年間にかけての中・長期計画としてKDU2028計画の制定を進めている。作成中のKDU2028計画については、草案作成後に全教職員からのパブリックコメントを受けて修正を加えた後、法人理事会・評議委員会での承認を受け、来年度の正式な公開を目標としている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学校法人神奈川歯科大学寄付行為第6条第1項1号で神奈川歯科大学学長が1号理事として定められ（資料10(1)-1～3）、神奈川歯科大学学則第47条に「学長は、本学を代表し、本学の教育理念に基づき公務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定められている（資料10(1)-4）。また、神奈川歯科大学学長選考規程に資格、任期、選考方法等が明示され、規程に基づいた運営が行われている（資料10(1)-5）。

学長を補佐する副学長については、神奈川歯科大学学則第48条第1項に副学長を置くことが定められ、同条同項第2号に「副学長は、学長の職務を補佐する。」、同条同項第3号に「副学長は、学長の命を受けて公務をつかさどる。」と定められている。また、神奈川歯科大学副学長選考規程に資格、任期、選任方法等が明示されており、2名ないし3名の副学長が指名され、学長の職務を補佐して業務を分掌している。

教授会は、神奈川歯科大学学則第51条に「本学に教育・研究上重要な事項を審議するため教授会を置く。」と定められている。また、構成員については同学則第52条に「本学教授会は、学長・副学長及び専任教師並びに科目担当責任教員をもって組織する。ただし、学長が必要と認めた者は教授会に出席し、かつ、意見を述べることができる。」と定められ、その構成員にて、同学則第53条により「教授会の審議する事項については、別に定める。」とされ、別に定められた神奈川歯科大学歯学部教授会規程（資料10(1)-6）第5条第1項により「教授会は、以下の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と規定され、適切に役目を果たしている（表1）。

表1 教授会審議事項（学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの）

- | |
|---|
| (1) 学生の入学・卒業・再入学・編入学に関する事項 |
| (2) 学位の授与 |
| (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める。 |

また、同規程第5条第2項には「教授会は、以下の事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定されている（表2）。

表2 教授会審議事項（学長の求めに応じ意見を述べることができる）

- | |
|----------------------------------|
| (1) 教育課程編成 |
| (2) 学生の進級・休学・退学・復学・転学・除籍に関する事項 |
| (3) 学生の指導・厚生及び賞罰に関する事項 |
| (4) 学則の変更及び教学に関する諸規定の制定・改廃に関する事項 |
| (5) 教員の教育研究業績等に関する事項 |
| (6) その他、教育研究に関する事項 |

なお、開催については、同規程第3条第1項により「教授会は、原則として毎月1回学長がこれを招集する。」と規定され、毎月ほぼ定例で開催されるとともに、必要に応

じて臨時で開催されている。

大学院教授会は、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則（資料 10(1)-7）第 48 条に「本大学院に大学院教授会を置く。」と定められ、同条第 2 項には「本大学院教授会は、学長及び研究科長、研究科の各科目を担当する教授をもって組織する。」と定められている。この構成員にて同学則第 49 条第 1 項に「本大学院教授会は、以下の事項について学長が決定を行うに当たり本大学院教授会が意見を述べるものとする。」と規定されている（表 3）。

表 3 大学院教授会審議事項（学長が決定を行うに当たり本大学院教授会が意見を述べるもの）

- | |
|-------------------------------|
| (1) 学生の入学・修了・再入学・転入学に関する事項 |
| (2) 学位の授与に関する事項 |
| (3) その他、教育研究上重要な事項については別に定める。 |

また、同学則第 49 条第 2 項に「本大学院教授会は、以下の事項について審議し、学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定されている（表 4）。

表 4 大学院教授会審議事項（学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる）

- | |
|-----------------------------------|
| (1) 教育課程編成 |
| (2) 学生の学位の認定・休学・退学・復学・転学・除籍に関する事項 |
| (3) 学生の指導・厚生及び賞罰に関する事項 |
| (4) 学則の変更に関する事項 |
| (5) 教員の教育研究業績等に関する事項 |
| (6) その他、教育研究に関する事項 |

大学内の危機管理は、予想される危機管理に対応するために「危機管理委員会」「衛生委員会」「廃棄物管理委員会」「全学防災対策委員会」「防災実行委員会」「ハラスメント防止委員会」「研究活動における不正行為対策委員会」「個人情報保護委員会」「研究倫理委員会」「知的財産・間接経費検討委員会」等を設置し、それぞれの委員会が必要に応じて会議を開催するとともに、研修会や訓練等を実施する実務を担っている。

以上の通り、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営が行われている（資料 10(1)-8～9）。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算については、学校法人神奈川歯科大学経理規程第 53 条に目的として「予算は、教育・研究その他の学事計画と密接な関連をもって、各部門活動の円滑な運営を図るとともに、明確な方針のもとに全般的調整を経て編成されなければならない。」と定めら

れている。また、編成から執行についても同規程第 54 条から 67 条までに予算編成・予算執行・予算責任者・予算委員会等が定められている。同規程 53 条から 67 条に基づき理事長により編成された予算については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞いて、毎会計年度開始前に、理事会の議決により決定している（資料 10(1)-10）。以上のことから、本学の予算編成及び予算執行は適切に行われていると判断する。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織については神奈川歯科大学学則第 49 条に「本学の教職員については、別に定める。」と明記され、神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則第 52 条に「本大学院の事務を処理するために、事務局を神奈川歯科大学おく。」と明記されている。また、その構成・職位・決裁・業務分担については、学校法人神奈川歯科大学処務規程及び神奈川歯科大学処務規程により定められている（資料 10(1)-11～12）。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の意欲・資質の向上を図るために、人事課長と各部課の所属長の判断により様々な研修会・研究会等に派遣して意欲と資質の向上に努めている。特に本学が加盟している協会（日本私立大学協会・日本私立歯科大学協会・私立大学庶務課長会・日本医学図書館協会・神奈川県私立学校教育振興会連絡協議会等）の研修会・研究会等については積極的に教職員を派遣して向上に努めている。その他、人材能力開発企業と契約し、一般企業の能力開発セミナーにも自主的参加を促している。

また、教職員の資質向上推進の中核を担うべき委員会として、FD 委員会と SD 委員会が設置されていたが、教員・職員に共通する課題も多く、また教職協同のさらなる推進をはかることを目的とし、統合的委員会として FD・SD 委員会へと再編成された。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

会計監査及び業務監査については、本学寄附行為第 15 条に基づき、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出されている。

また、自己点検・評価委員会では全学的な内部質保証を担保するため、将来構想委員会の計画に基づいた自己点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みが行われている。

（2）長所・特色

教育研究活動の支援の充実を図ることを目的として教学部の他に総合教育部と大学院教育研究部が設置されている。

総合教育部においては、ディプロマポリシーを達成するため、カリキュラムポリシー

に基づいて学部教育に関する具体的実施計画を立案するとともに、計画の実施状況について監視・評価して改善をはかっている。また、教職員の資質向上を推進するための方策を立案し、FD・SD 委員会と協働して FD 等を開催し、効果的な改善を支援している。

大学院教育研究部においては、博士課程教育に関する事務を統括し、学生の成績管理、教育環境・施設の整備や教育備品の維持・管理を司っている。教育委員会、学生生活支援委員会他、関連委員会と協働し、学生が健全な学生生活を送るための学生支援活動を推進している。

（3）問題点

私立大学を巡る環境の変化および歯学教育を取り巻く環境の変化等により、業務が多様化・複雑化していく一方、私立大学への公的助成は継続的な減少を続けており、事務職員の増員は経営面からみても非常に厳しい状況にある。

今後は、法人組織については理事長を中心として、教学組織については学長を中心として、より効率性が高い組織へと再構築していく必要がある。また、各部署での業務を点検し、派遣社員の登用、業務委託等のアウトソーシング等についても検討が必要な時代を迎えていと考える。

（4）全体のまとめ

本学は小規模な単科大学であることから、学長を中心とする「ガバナンス機能の強化」と効率化について、比較的良好な大学運営がなされている。

（5）根拠資料

- 10(1)-1 学校法人神奈川歯科大学寄附行為
- 10(1)-2 学校法人神奈川歯科大学寄附行為細則
- 10(1)-3 学校法人神奈川歯科大学理事会規則
- 10(1)-4 神奈川歯科大学学則
- 10(1)-5 神奈川歯科大学学長選考規程
- 10(1)-6 神奈川歯科大学歯学部教授会規程
- 10(1)-7 神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則
- 10(1)-8 学校法人神奈川歯科大学個人情報保護規程
- 10(1)-9 学校法人神奈川歯科大学公益通報等に関する規程
- 10(1)-10 学校法人神奈川歯科大学経理規程
- 10(1)-11 学校法人神奈川歯科大学処務規程
- 10(1)-12 神奈川歯科大学処務規程
- 10(1)-14 学校法人神奈川歯科大学経理規程

第10章（2）財務

（1）現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

今年度策定が急がれている「KDU2028 計画」と並行して、老朽化したインフラの整備（耐震補強対策を含む）を柱とした中・長期の財務計画の策定を急いでいる。「本部棟建築検討委員会」を立ち上げ、まずは最も老朽化が顕著である本部棟の建て替えを軸としたキャンパス改造計画を同委員会で立案中であり、2019 年度中には方向性を定め、2020 年度以降の中期財務計画として具体的な数字に落とし込んでいく予定である。

なお本学は、2008 年度の文部科学省指導による「経営改善 5 カ年計画」以降、財政再建と将来構想の実現に向け、以下の通り計画的な財政運営に取り組んできたところである。

【経営改善 5 カ年計画】 2008－2012 年度

本学は、教職員の高齢化に伴う人件費の高騰に加え、2002 年度の附属横浜クリニック・横浜研修センター開設にはじまる大規模な設備投資による減価償却負担も重なり、長期間に渡り収支不均衡の状況が続いていた。さらに 2007 年には旧執行部による不正投資事件が発覚し、減価償却引当特定資産の大半を失うと共に風評被害による新入生の減少、補助金の一部不交付等、財政状況が極端に悪化する事態に陥った。2008 年度より文部科学省の指導の下「経営改善 5 カ年計画」を策定し、2011 年度決算期でのキャッシュフローベースでの黒字化を必達目標として各種改革に着手してきた。

【未来戦略 10 年構想】 2010－2019 年度

2009 年に法人執行部を刷新し、新理事長のもと「未来戦略 10 年構想」を掲げ、不採算学科の廃科や人員削減、賞与支給率の見直しによる人件費の抑制等大胆なリストラを実施するとともに、附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターの診療体制強化等、学納金に過度に依存しない収入の多様化政策についても併せて推し進めてきた。財政再建と未来化構想の両輪で推し進めた「未来戦略 10 年構想」に基づく成長戦略は、経常収支の正常化（改革初年度より 9 年連続経常収支黒字達成）、新附属病院新築移転プロジェクトの自己資金による実現という具体的な成果を本学にもたらしている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

①消費収支計算書の推移

収入面では学生生徒納付金の減収と医療収入の増収が特徴的である。前述した不正投資事件に端を発した風評被害及び歯科医学教育全体の不人気風潮による新入生が減少傾向にあったが、2014 年度に実施した授業料の引き下げに加え、国家試験合格率が大幅に改善したことによる影響も影響し、募集状況が著しく改善しつつあることから、学生納付金の減収についてはかなり改善されてきている。医療収入については、2017 年に新附属病院が開院し、2018 年には医療収入 30 億円を達成することができた。

一方支出面では、人件費の抑制があげられる。早期退職制度による人員整理とともに、

賞与支給率を従前の年6.6ヶ月から改め、2009年度は年4.15ヶ月、2010年度以降は年3ヶ月で固定している。これにより、長らく60~70%台であった人件費比率が50%中ほどで安定してきている。

消費収支計算書の推移(法人全体)

(単位:百万円)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	全国平均
帰属収入	7,205	7,457	6,976	7,035	7,498	7,486	7,998	—
学生生徒等納付金	3,978	3,677	3,342	3,399	3,528	3,637	3,844	—
	55.21%	49.31%	47.91%	48.32%	47.05%	48.58%	48.06%	51.50%
寄付金	43	43	16	40	73	30	24	—
	0.60%	0.58%	0.23%	0.57%	0.97%	0.40%	0.30%	2.00%
補助金	477	502	512	501	580	604	544	—
	6.62%	6.73%	7.34%	7.12%	7.74%	8.07%	6.80%	9.60%
医療収入	2,197	2,370	2,423	2,614	2,760	2,832	3,107	—
	30.49%	31.78%	34.73%	37.16%	36.81%	37.83%	38.85%	—
資産運用収入	97	74	74	54	235	45	51	—
	1.35%	0.99%	1.06%	0.77%	3.13%	0.60%	0.64%	—
その他の収入	413	791	609	427	322	338	428	—
	5.73%	10.61%	8.73%	6.07%	4.29%	4.52%	5.35%	—

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	全国平均
消費支出	6,951	6,649	6,446	6,584	6,758	7,360	7,706	—
人件費	3,839	3,868	3,764	3,916	4,034	3,988	4,170	—
	53.28%	51.87%	53.96%	55.66%	53.80%	53.27%	52.14%	49.50%
教育研究経費	2,169	1,940	1,876	1,891	1,934	2,074	2,460	—
	30.10%	26.02%	26.89%	26.88%	25.79%	27.71%	30.76%	39.60%
管理経費	770	829	789	773	769	920	1,049	—
	11.08%	12.47%	12.24%	11.74%	11.38%	12.50%	13.61%	6.90%
その他の支出	173	12	17	4	21	378	27	—
	2.40%	0.16%	0.24%	0.06%	0.28%	5.05%	0.34%	—
帰属収支差額	254	808	530	451	740	126	292	—
帰属収支差額比率	3.53%	10.84%	7.60%	6.41%	9.87%	1.68%	3.65%	4.60%

(注1)下段の数値は、帰属収入に占めるそれぞれの比率

(注2)2015~2018年度の数値は事業活動収支計算書を比較のため消費収支計算書に読み替えて算出した数値を用いている。

(注3)全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団刊行「今日の私学財政」(平成30年度版)掲載の大学法人の財務比率表からの抜粋

②貸借対照表の推移

財政的な安全性をみる自己資金構成比率は2018年度末の数字で89.87%と全国平均値(85.6%)を上回っている。外部からの借入れがないため、総負債比率も10.13%と全国平均値(14.4%)より低く、財政状況は健全化してきているといえる。また、引当特定資産のうち、退職給与引当特定資産については、期末要支給額を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額の100%を計上し、退職金支給に備えている。

貸借対照表の推移

(単位:百万円)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	全国平均
固定資産	23,442	22,960	22,711	25,248	26,787	27,071	26,849	—
	83.50%	80.03%	77.92%	85.41%	88.32%	88.90%	87.37%	85.80%
(引当特定資産)	6,966	6,934	69,016	6,875	6,870	3,842	4,425	—
	24.81%	24.17%	236.79%	23.26%	22.65%	12.62%	14.40%	—
流動資産	4,631	5,728	6,435	4,314	3,541	3,381	3,882	—
	16.50%	19.97%	22.08%	14.59%	11.68%	11.10%	12.63%	14.20%
(現金・預金)	3,900	4,921	5,875	3,808	2,891	2,646	2,833	—
	13.89%	17.15%	20.16%	12.88%	9.53%	8.69%	9.22%	—
負債合計	3,402	3,208	3,136	3,100	3,126	3,124	3,112	—
	12.12%	11.18%	10.76%	10.49%	10.31%	10.26%	10.13%	14.40%
自己資金	24,672	25,480	26,011	26,461	27,202	27,328	27,619	—
(基本金+消費収支差額)	87.89%	88.82%	89.24%	89.51%	89.69%	89.74%	89.87%	85.60%
資産合計	28,073	28,688	29,146	29,562	30,328	30,452	30,731	—

(注1)下段の数値は、総資産(資産合計)に占める割合

(注2)全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団刊行「今日の私学財政」(平成30年度版)掲載の大学法人の財務比率表からの抜粋

③資産運用について

本学の資産運用は、「学校法人神奈川歯科大学資産運用規則」(資料 10(2)-1)に基づき、理事長の諮問機関である「資産運用委員会」において運用商品を検討し、これを理事会に上程し承認を得たうえで運用管理者(総務部財務課)において実施している。過去の反省から、原則として元本保証で為替等のリスクをとらない運用を心掛けている。2017 年度末時点では運用資産の 90%を大手銀行の定期預金が占めている。

④外部資金の受入れ

学納金以外の収入として外部資金獲得が非常に重要になっており、教育研究の活性化および財政の健全化のため、積極的に推進している。2012 年度からの外部資金の受け入れ状況については、次頁「外部資金の受入状況(2012~2018 年度)」のとおりである。

外部資金受け入れにあたって特筆すべき点として、2013 年度より私立大学の大学力向上のため私立大学等改革総合支援事業制度が創設され、施設・整備、経常費を一体的に支援するという考えに改められたことがあげられる。つまり、施設・整備の大型補助はこれまで文部科学省が独自に行ってきたが、私立学校振興共済事業団から配分される経常費補助金と一体化して支援が行われることとなる。このことから、私立学校振興共済事業団から配分される改革総合支援事業で採択された大学に対して施設費・整備費の補助が行われることとなるが、本学は 2013 年度当初から毎年度私立大学等改革総合支援事業が高得点で採択されており、施設・設備の大型補助金(私立学校施設整備費補助金・私立大学教育研究活性化設備整備事業)について積極的に申請を行い、私立大学教育研究活性化設備整備事業ではラーニングコモンズ、スキルスラボトリー、授業録画配信装置をそれぞれ整備した。私立学校施設整備費補助金では能動的学修支援システム、防災対策用ネットワーク型緊急放送システム設備工事、無線 LAN システムをそれぞれ整

備した。

研究経費については、2012年度に戦略的研究基盤形成支援事業が採択され、「横須賀・湘南地域における大規模災害時の歯科医療実践モデルの創出と人材育成拠点の形成」をテーマに今もっとも必要とされる研究が行われ、一定の成果をおさめることができた。本事業については2014年度を以って終了したが、これ以降教員一人一人の外部資金獲得に対する意識がさらに高まり、各講座において解決しなければならない課題に対する研究・解明を進め、人材育成を図ることを目的して「大講座基幹プロジェクト」が発足している。2017年度には「私立大学研究プランディング事業」に応募するも残念ながら採択には至らなかつたものの、引き続き外部補助金の獲得に向けて努力している。

一方、環境に配慮した取り組みとして地中熱を再熱源とし、地中熱を活用したヒートポンプを設置して本学1号館の空調に利用することにより電力消費量・CO₂排出量の大額な削減を目指すための設備導入を行うこととし、環境省の「平成29年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」への補助金申請を行い、2017(平成29)年度と2018(平成30)年度の2か年における事業として採択されている。

外部資金の受け入れ状況(2012~2018年度)

分類	項目	年度		2018年度		2017年度		2016年度		2015年度		2014年度		2013年度		2012年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	科学研究費補助金	51	72,410	49	76,570	53	88,343	49	80,990	45	75,092	49	101,920	44	84,889		
文部科学省	私立学校施設整備費補助金	-	-	-	-	1	5,940	-	-	1	4,641	1	6,122	1	9,044		
	私立大学等教育研究活性化設備整備事業	-	-	-	-	1	10,724	1	13,151	1	17,964	1	16,526	-	-		
	私立大学等研究設備費等補助金 (私立大学戦略的基盤形成支援事業分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3,990	
厚生労働省	戦没者遺骨のDNA鑑定	1	6,560	1	980	1	6,420	1	1,630	1	1,080	1	1,870	1	810		
	科学研究費補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6,750	1	7,000	1	7,700		
経済産業省	定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,333	-	-		
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金 (再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)	1	58,953	1	45,253	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
振興科学機関技術構	研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,700	2	1,350		
私立大学等特別経常費	未来経営戦略推進経費	-	-	1	1,484	1	3,552	1	4,000	1	4,000	1	4,000	-	-		
	私立大学等改革総合支援事業	-	-	1	7,160	1	9,756	1	12,000	1	10,000	1	11,000	-	-		
	戦略的研究基盤形成支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	24,283	1	22,023	1	24,947		
受託研究費		6	4,784	3	1,900	3	1,790	6	2,800	6	2,210	7	3,749	4	5,271		
奨学寄附金		37	14,936	30	9,879	18	8,650	26	12,510	16	6,700	20	11,580	37	16,712		
共同研究経費		2	1,825	3	2,925	5	6,399	4	3,737	1	1,120	2	970	-	-		
その他		11	9,041	5	2,814	5	3,065	4	3,300	4	2,880	5	3,490	3	2,158		
合計		109	168,509	94	148,965	89	144,639	93	134,118	79	156,720	92	193,283	95	156,871		

※間接経費が発生する項目は間接経費を含む。

⑤予算編成及び予算執行について

本学では、毎年12月の理事会において次年度の「予算編成方針」(資料10(2)-2)を決定している。それに先立って、11月下旬に、予算担当部署の責任者を招集し、予算編成方針(案)の概要説明、予算編成スケジュール及び予算申請の留意事項の説明を行う予

算編成会議を開催し、予算編成方針策定の一助としている。

予算編成作業は、各部署からの予算申請をもとに財務課で集計を行い、必要があれば、事務局長主導のもとヒアリングを行う等して、部署間の調整を図っている。収支調整後の予算（案）は、別途、各所属長より提出された事業計画書とともに、3月末の評議員会で詳細な説明をしたうえで事前に意見を聴取し、最終的には理事会における審議を経て決定している。また、予算科目で著しい乖離が生じた場合には、補正予算（案）を編成し、毎年3月末に実施される評議員会・理事会に上申して審議を仰いでいる。

決定した予算は予算管理部門にそれぞれ通知され、以後の管理は現場単位で行っていくこととなる。予算執行は「学校法人神奈川歯科大学経理規程」（資料10(2)-3）、「学校法人神奈川歯科大学経理規程施行細則」（資料10(2)-4）、「学校法人神奈川歯科大学固定資産及び物品調達規程」（資料10(2)-5）に基づいて予算管理部門ごとに行われている。支払については、各部門から提出される「予算執行票」に基づき、財務課にて一括して行っている。予算管理に関する会計システムが導入されており、予算申請から残高管理まですべて一元管理できる仕組みを構築している。

本学では月次決算を行っており、その結果は毎月理事会に報告して確認を受けることとしている。また同報告は学内グループウェアにより広く教職員に公開されている。加えて先述した予算管理システムにより、各現場での予算執行状況の管理が容易になったこともあり、現場単位での予算管理がスムーズに実施されている。

また、9月の半期及び決算に際しては、各部署での予算執行状況を一覧にして、執行状況のチェックを行い、次年度予算編成の参考とともに、不要・不急な予算執行（いわゆる無駄遣い）が無いか、支出項目を詳細に確認し、検討されている。

⑥監査について

決算の内部監査については、学校法人神奈川歯科大学寄附行為第15条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査法人による会計監査を実施している。

寄附行為に基づく監事による監査は、毎年5月に実施され、同月の理事会及び評議員会に監査報告書（資料10(2)-6）を提出して報告される。監査法人による監査は、2009年度より大橋会計事務所と契約し、年度ごとに取交す契約書に基づき期中監査・期末監査（年間540時間）を実施している。期中監査は原則として毎月行っており、不明な会計処理については、その都度会計士に相談するようにしている。期末は4月1日の実査にはじまり、4月下旬から5月中旬にかけて約10日前後の日数をかけて監査を実施し、毎年6月初旬に「監査報告書」（資料10(2)-7）を受領して確認している。

（2）長所・特色

本学は、早期退職制度の導入や賞与支給基準の縮小による人件費削減に取り組むとともに、附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターの診療体制強化による医療収入の大幅な増収、外部資金の獲得奨励等、学納金に過度に依存しない収入の多様化政策を併せて推し進めてきた。

その結果、帰属収支差額が改善し、固定資産の引当特定資産、流動資産の現預金残高も順調に推移しており、教育研究を安定して遂行するための十分な財政基盤を確保できる状況となっている。

①学生募集状況の改善

新入生の確保を目的として、2009年度に授業料の値下げを行った（年間430万円から385万円に減額）。大幅な学納金収入の減収が予想されたが、広報戦略の大幅な見直し、グローバル化に伴う留学生の積極的な受け入れ等が功を奏し、学納金収入の減収は最小限にとどめることができたといえる。

また、2014年度には初年次納入金を850万円から395万円に引き下げるという大胆な学納金改定を実施した（6年間総額3,055万円から2,700万円に引き下げ）。改定の要旨は以下の通りである。

○初年時授業料を100万円減額し、285万円とする。

○歯学教育充実費を255万円減額し100万円とし3から6年次に分割して徴収する。

この改定の目的は、初年時における保護者の経済的負担を軽減することにより歯科医学教育への門戸を広くするとともに、不幸にもアンマッチで入学した学生の早い時期での進路再考を可能にすることである。学納金収入は一時的に減収となったものの、2014年度以降、歯科医師国家試験合格率の改善という追い風もあり、募集定員は充足し、収容定員の充足状況は急速に改善している。

②医療収入の増収

2010年4月に附属病院病院長、2012年4月に附属横浜クリニック・横浜研修センター長が交代し、両病院での診療体制が大きく改善されたことにより、医療収入は継続的な増収傾向を示している。さらに、2017年11月に新附属病院がフルオープンしたことにより、2018年度決算では医療収入が前年度比109%の31億700万円と、開学以来初の30億円台を達成する大幅な増収となった。

医療収入の推移								(単位:百万円)
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
附属病院	1,197	1,265	1,286	1,375	1,432	1,431	1,660	
横浜クリニック	999	1,105	1,136	1,239	1,328	1,401	1,447	
合計	2,196	2,370	2,422	2,614	2,760	2,832	3,107	

(3) 問題点

①学生募集状況の改善

2019年度入試において収容定員（720名）を10年ぶりに充足する見込みとなり、学生納付金収入の健全化が達成されるところまで改善してきた。今後の課題としては、増員傾向にある学生数を適正な収容定員数に維持とともに、一般入試における成績優

秀者への学費減免制度等を充実させることにより、優秀な学生を確保できるよう、より戦略的な学生募集へとシフトすることが必要となってくる。

②医療収入の増収

少子化による 18 歳人口の減少により、学納金収入に過度に依存した学校運営は将来的にリスクの高いことが危惧される。国道沿いに建設用地を確保することに成功し、現在よりも多くの患者様の誘致が期待できる新付属病院を 2017 年 11 月にフルオープンした。また、開院に合わせて地元に根差した病院を目指し、ジャカランダ・フェスティバルの開催等、地域住民との交流の場を積極的に設けている。これらの取り組みは、広くマスメディアにも取り上げられ、横須賀・三浦地区を中心に本学の知名度アップに貢献している。また、旅行会社と提携して、附属横浜クリニック・横浜研修センターを拠点とした医療ツーリズムへの参画をはじめ、東京でのサテライトクリニック運営の検討開始等、本学の強みである最先端の歯科医療の提供による収入の多様化をさらに推し進めていく必要がある。

（4）全体のまとめ

先述の通り、文部科学省の指導による「経営改善 5 カ年計画」を皮切りに、新執行部による大胆な財政再建政策が功を奏し、ここ数年は毎年度安定的して収入超過を確保できる収支構造となっている。学科の廃科や人件費の抑制といった経費削減だけでなく、学生募集状況の改善や医療収入の増加といった事業の活性化により財政再建が果たせたことは、学校の永続性を担保するうえで非常に大きな意義があったといえる。

2019 年 4 月に開校する東京歯科衛生専門学校を拠点とした新たな事業展開を含めた未来構想を推進するうえでも、強固な財務基盤の確保、すなわち学生の収容定員確保や医療収入のさらなる増収等、現在の事業を安定・発展させていくことが当面の課題となる。

（5）根拠資料

- 10(2)-1 学校法人神奈川歯科大学資産運用規則
- 10(2)-2 平成 30 年度予算編成方針
- 10(2)-3 学校法人神奈川歯科大学経理規程
- 10(2)-4 学校法人神奈川歯科大学経理規程施行細則
- 10(2)-5 学校法人神奈川歯科大学固定資産及び物品調達規程
- 10(2)-6 監事による監査報告書（平成 30 年度）
- 10(2)-7 監査法人による監査報告書（平成 30 年度）